

TAXICABS
IN
TOKYO

タクシー白書シリーズ
東京のタクシー
2010



社団法人 東京乗用旅客自動車協会

TAXICABS IN TOKYO 2010



銀座・和光前





浅草・雷門前



新宿

CONTENTS

1.	タクシー業界のプロフィール	2
2.	利用者ニーズへの対応	8
3.	経営の現状とその特色	12
4.	タクシー参入規制緩和とその後の実態	16
5.	労働条件とその現状	20
6.	安全対策と保障制度	24
7.	タクシーサービスの向上	26
8.	タクシー事業の効率化と環境対策	30
9.	利用者とのコミュニケーション	32
10.	業界・行政・社会の動き	38
11.	資料編	41

1

タクシー業界の
プロフィール

2

利用者ニーズ
への対応

3

経営の現状と
その特色

4

タクシー参入
規制緩和と
その後の実態

5

労働条件と
その現状

6

安全対策と
保障制度

7

タクシーサービス
の向上

8

タクシー事業の
効率化と環境対策

9

利用者との
コミュニケーション

10

業界・行政・社会
の動き

11

資料編

タクシー業界のプロフィール

全国の旅客輸送機関

東京のハイヤー・タクシーは、法人・個人を含めて約6万台あり、全国の約22%を占めています。

平成21年
全国の
ハイヤー・タクシー
総台数

271,327台

東京の
ハイヤー・タクシー
総台数



法人タクシー



個人タクシー

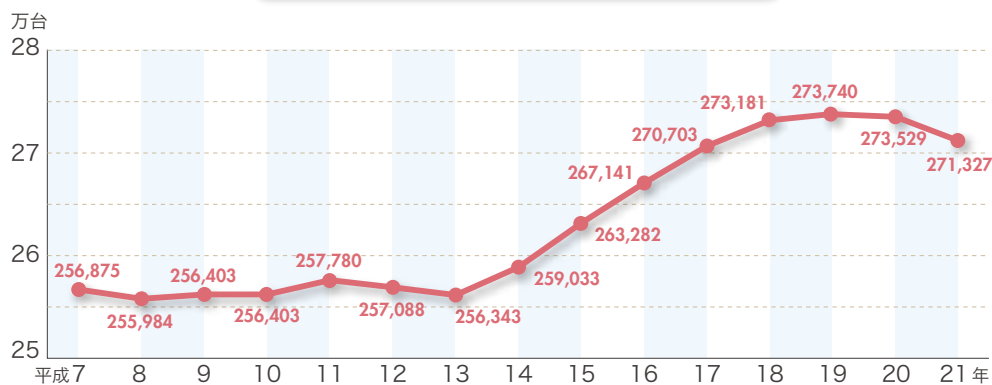


ハイヤー

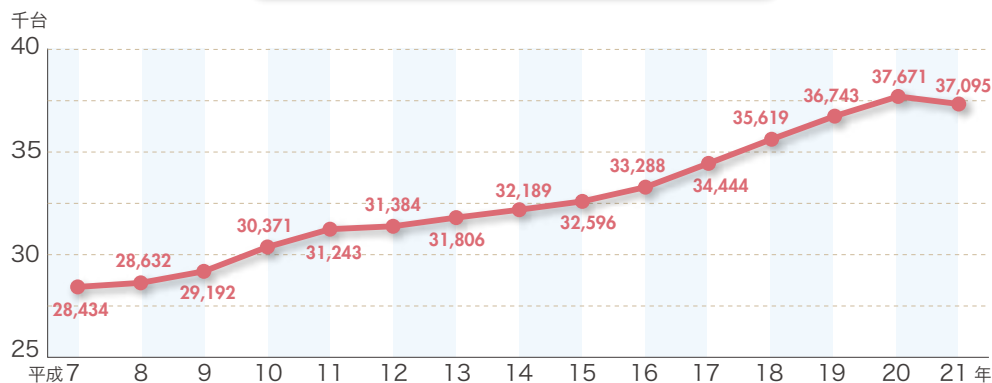
59,108台 = **37,095台** + **17,944台** + **4,069台**
(全国の21.8%)

平成21年4月現在

全国のハイヤー・タクシー総台数の推移



東京の法人タクシー台数の推移

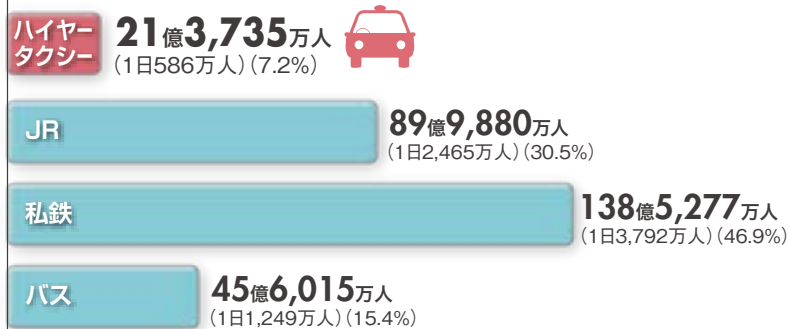


資料：関東運輸局調

ハイヤー・タクシーは生活に欠かせない交通機関として、全国で年間約21億人を輸送し、全国総輸送人員の約1割を分担しております。

全国総輸送人員

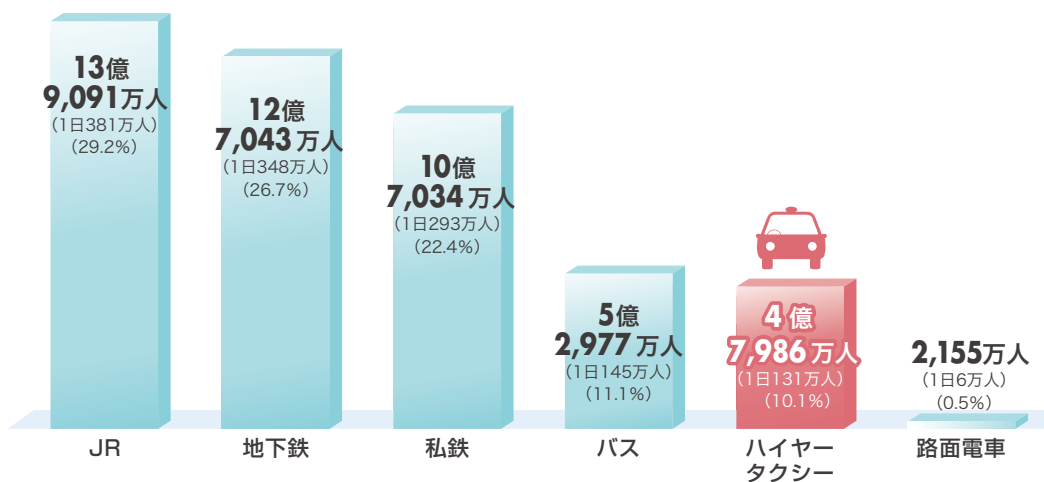
**295億
4,907万人**
(100.0%)



資料：交通経済統計要覧（平成19年）

タクシーの役割

他の公共旅客輸送機関が限られた時間内（始発から終電まで）に決められた場所から場所（点から点）への輸送を分担しているのにくらべ、タクシーは、個々のお客様のニーズに対応してドア・ツー・ドアの24時間営業を行い都市生活に欠かすことのできない役割を担っています。



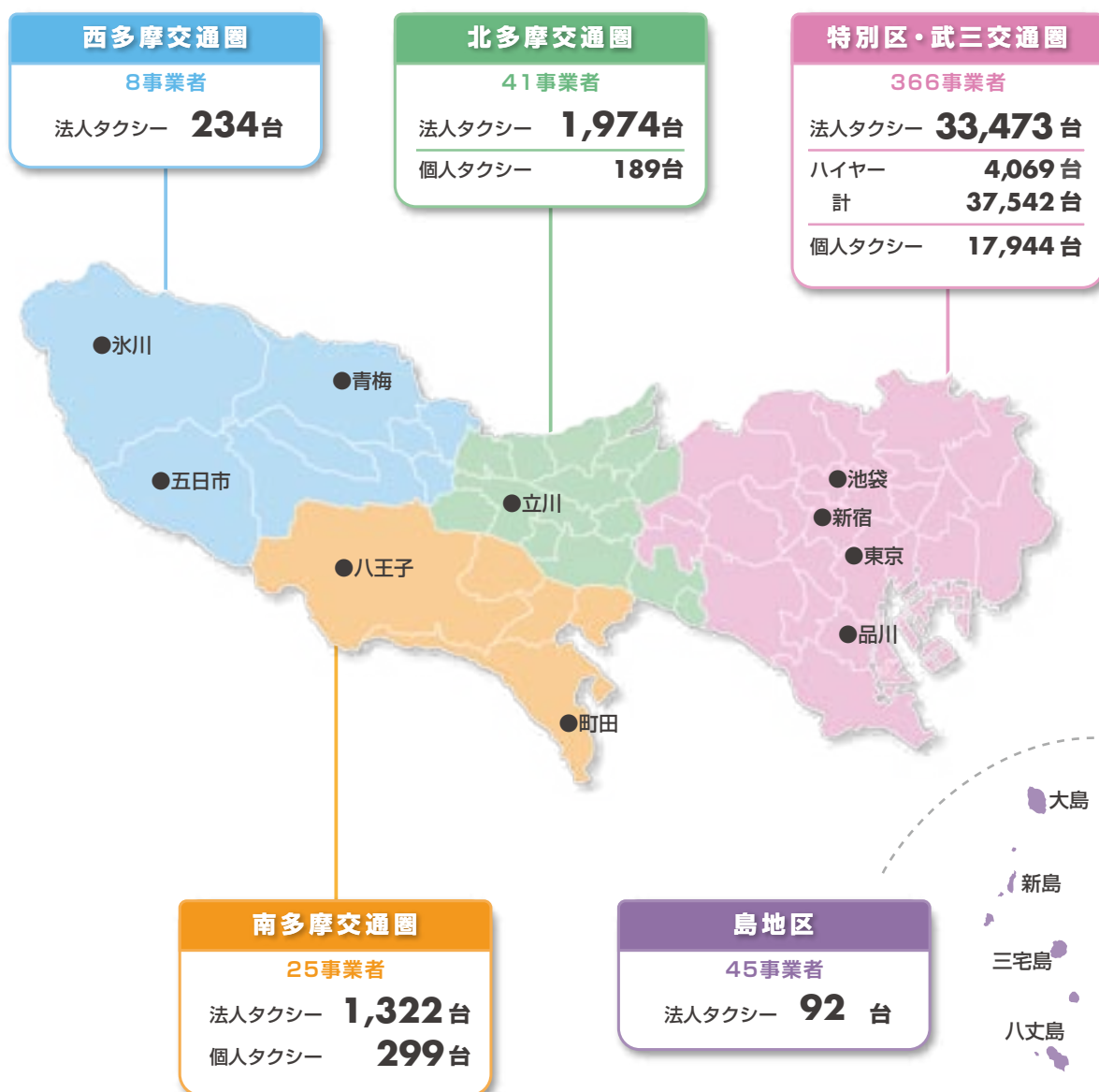
東京都区部 定期外 総輸送人員：**47億6,286万人**(100.0%)

資料：都市交通年報（平成18年）

タクシー業界のプロフィール

タクシーの営業区域と車両台数

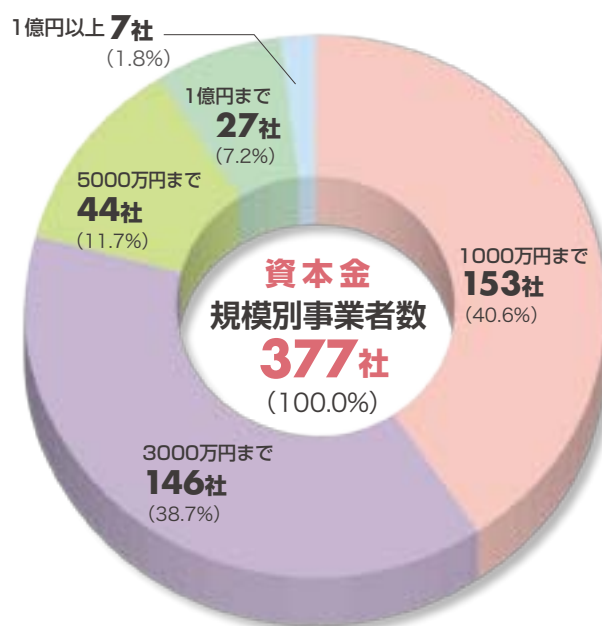
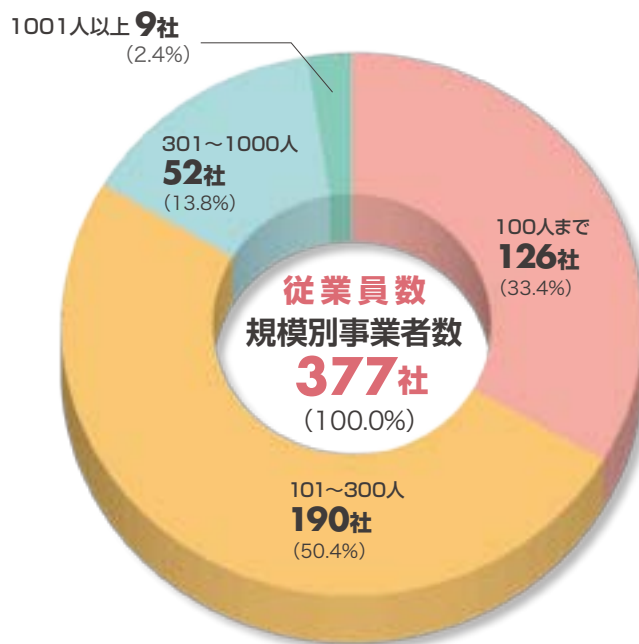
東京都のタクシーの営業区域(交通圏)は、5つのブロックに区分されており、東京都23区と武蔵野市・三鷹市の交通圏には366社33,473台が運行しています。北多摩交通圏(15市)には41社1,974台、南多摩交通圏(5市)には25社1,322台、西多摩交通圏(4市1郡)には8社234台が運行し、都民の重要な交通機関としての使命を十分に果しています。また、島地区(5島)では45社92台が運行しています。



法人タクシー事業者の規模

1車両当たり従業員数が約 2.5 人も必要とする労働集約産業ではありますが、中小企業基本法でいう資本金1億円以下の企業は 370 社もあり殆んどが中小企業であります。

また、他の交通運輸事業には、政府の補助金等の措置が取られておりますがタクシー事業にはありません。



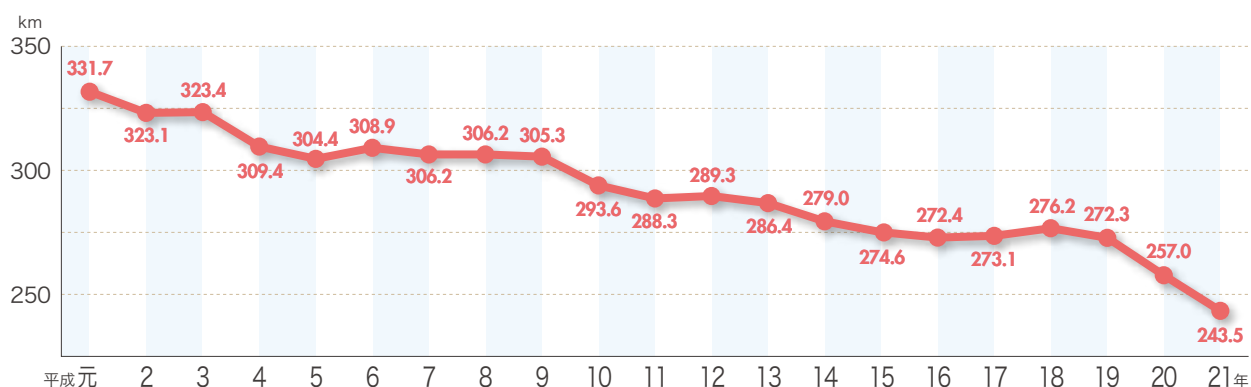
平成21年3月31日現在 東旅協調

タクシー業界のプロフィール

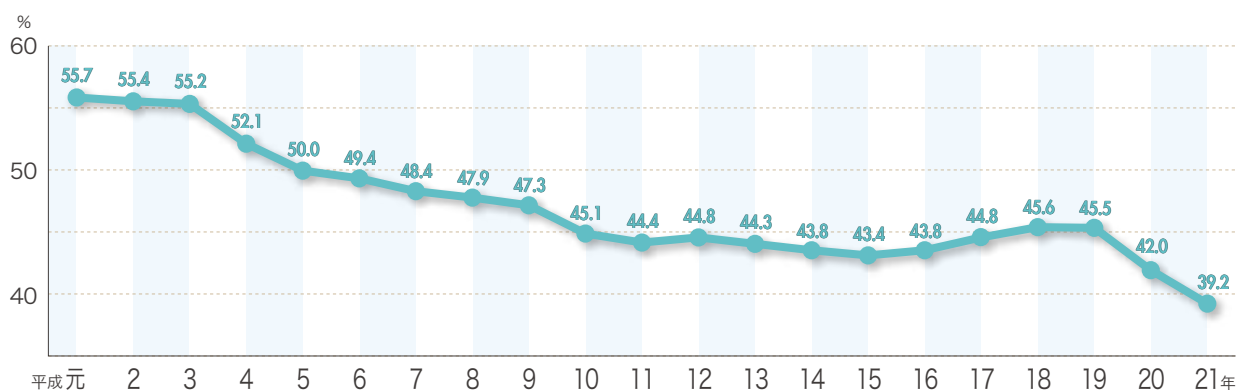
法人タクシーの輸送実績(特別区・武三地区)

都市の24時間化に伴う深夜需要増大に対応するため新たなサービスメニューの開発に努めております。なお、バブル崩壊後は「走行キロ」・「実車率」・「1回当り利用キロ」は減少傾向にあります。また近年の経済不況の影響により「輸送人員」・「実働率」においても低迷状態にあります。

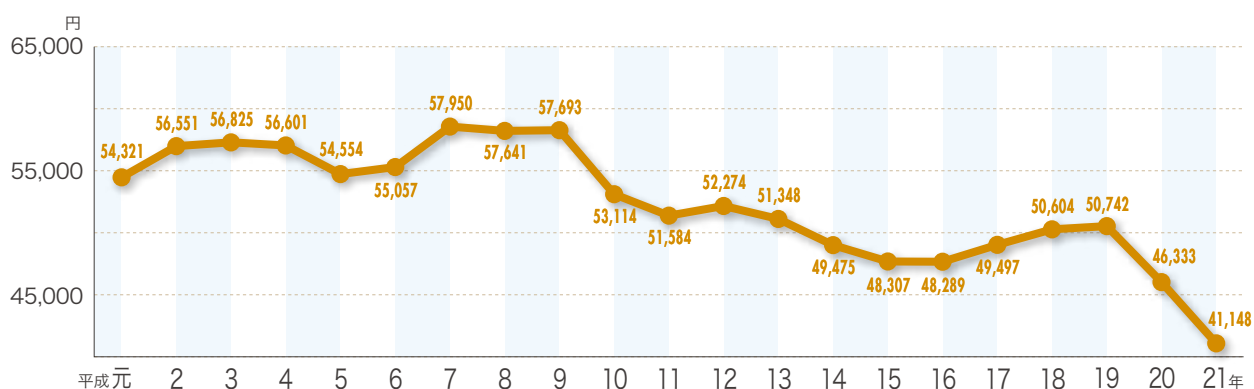
【走行キロ(km)(1日1車当り)】



【実車率(%)】

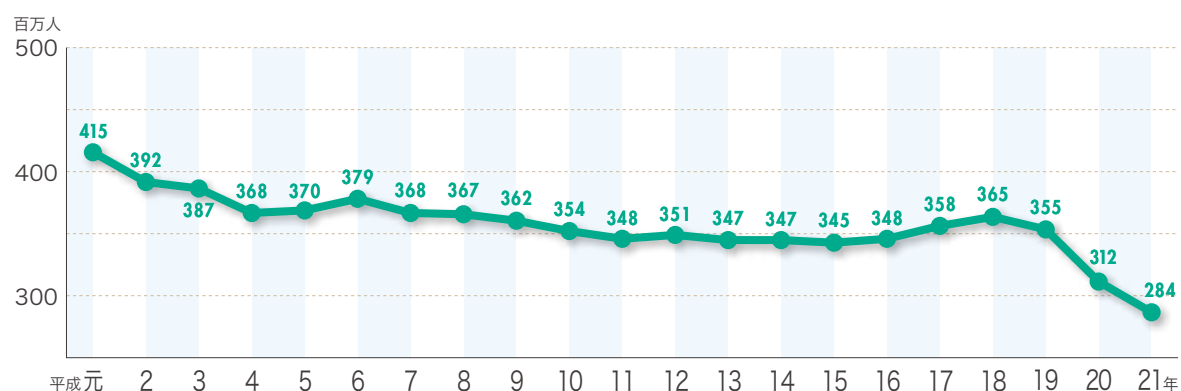


【運送収入(円)(1日1車当り)】

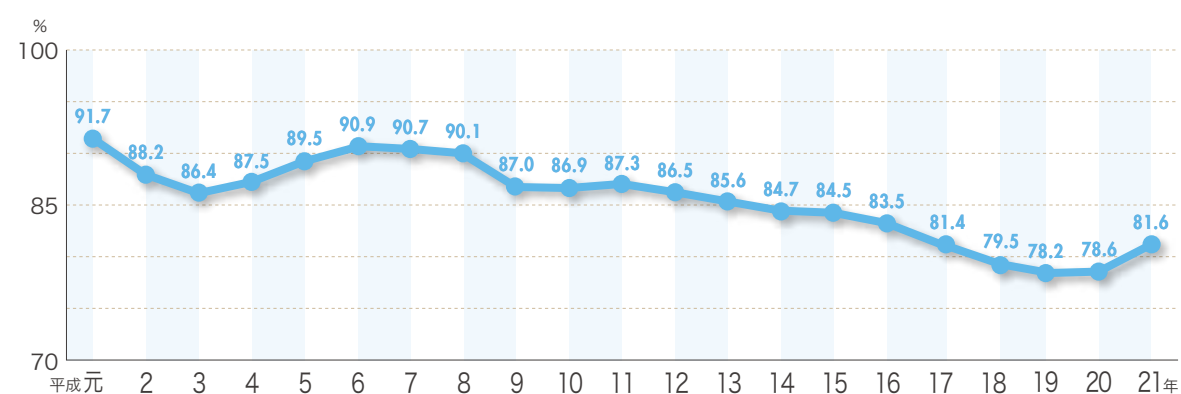




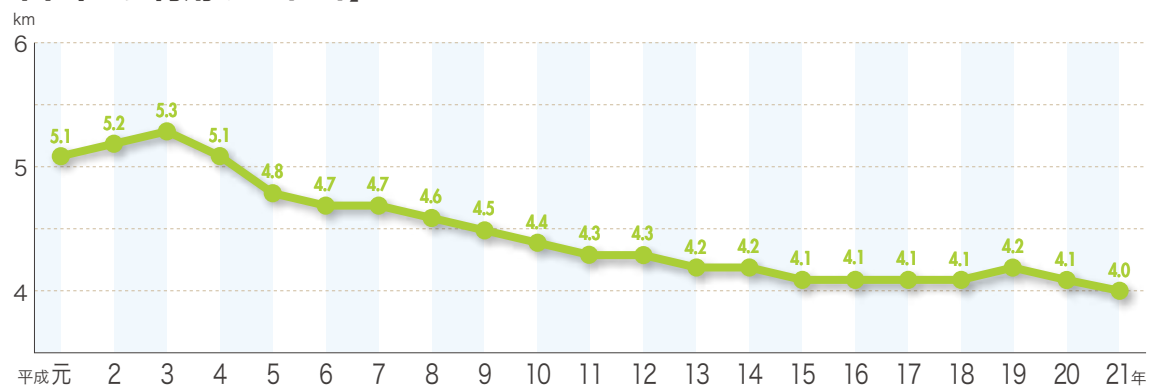
【輸送人員(百万人)】



【実働率(%)】



【1回当たり利用キロ(km)】



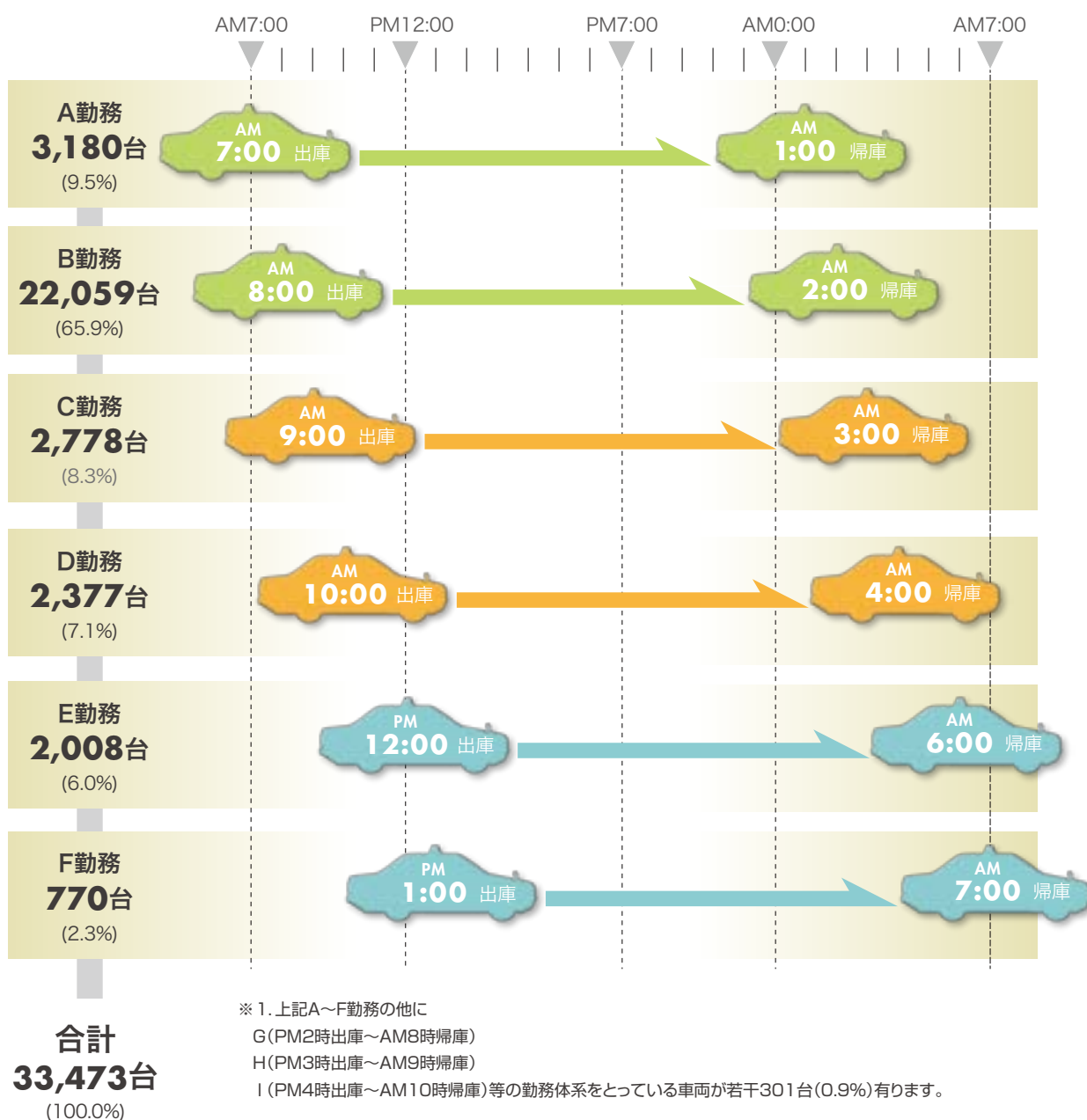
東旅協調

利用者ニーズへの対応

法人タクシーの営業体制

特別区・武三地区の法人タクシーは1日24時間休みなく計画的に営業しています。

法人のタクシーは、ABCDEFの6つの時差運行を主体に1台につき約2.5人の乗務員による交替勤務によって、年中無休深夜早朝にわたるいかなる利用者の需要にも応じた営業体制をとっております。



平成21年4月現在 東旅協調

一般タクシー

2

利用者ニーズ
への対応

東京のタクシーは、普通車、大型車、特定大型車があり全体の約 9 割を占めております。法人・個人あわせて約 55,000 台が運行しております。

普通車



特定大型車



ワゴンタクシー

大きな荷物のある時に便利なのがワゴンタクシー。現在、東京国際空港(羽田)・箱崎などに計画的に配車し、また流し営業も行っております。料金は、一般タクシーと同額(配車の場合は除く)です。

ワゴン車



利用者ニーズへの対応

乗合タクシー

足立区大谷田団地から亀有駅北口までの間、朝の通勤利用者等を対象とした一般乗合タクシーを平成8年12月26日より導入、運行しております。

足立区
大谷田団地



亀有駅北口



無線車

東京都内では現在電話で呼べるハイヤー・タクシーが、138 基地局約 30,000 台が稼働しています。近年においては、アナログ無線からデジタル無線の移行が進み配車の待ち時間は、大幅に短縮されています。

年度別	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
無線台数	32,270	32,859	32,749	32,781	33,138	33,487	33,799	32,942	31,363	32,408	33,308	30,882	30,357
内デジタル 無線台数							1,861	8,089	14,028	18,486	23,598	24,515	24,467

関無協調

福祉タクシー

2

利用者ニーズ
への対応

車イスや寝台のままでも乗れるタクシーとして、特別専用車を運行するとともに一般車両についても各自治体と契約し、福祉タクシーとして皆様方にご利用いただいております。また、身障者、高齢者等外出に手助けを必要とする利用者に対し「ケア輸送サービス」を提供しております。

福祉タクシー



ケア輸送



ハイヤー

ハイヤーは首都東京における公共交通の一翼を担い、タクシーでは満たされない多様なニーズに対応して、タクシーよりグレードの高い大型車・中型車・サロン型車などにより各種の輸送メニューを取り揃え、24 時間体制で重要な役割を果たしています。

現在、4,069 台のハイヤーが各営業所に配置されて、申し込みに応じて適時適切に配車されています。さらにサービス向上のため、乗務員教育の徹底に努めるとともに、病院間の患者の移動等、特別なニーズに対応するため寝台型車両の運行も行っています。

一般ハイヤー



ミニバンハイヤー



寝台ハイヤー

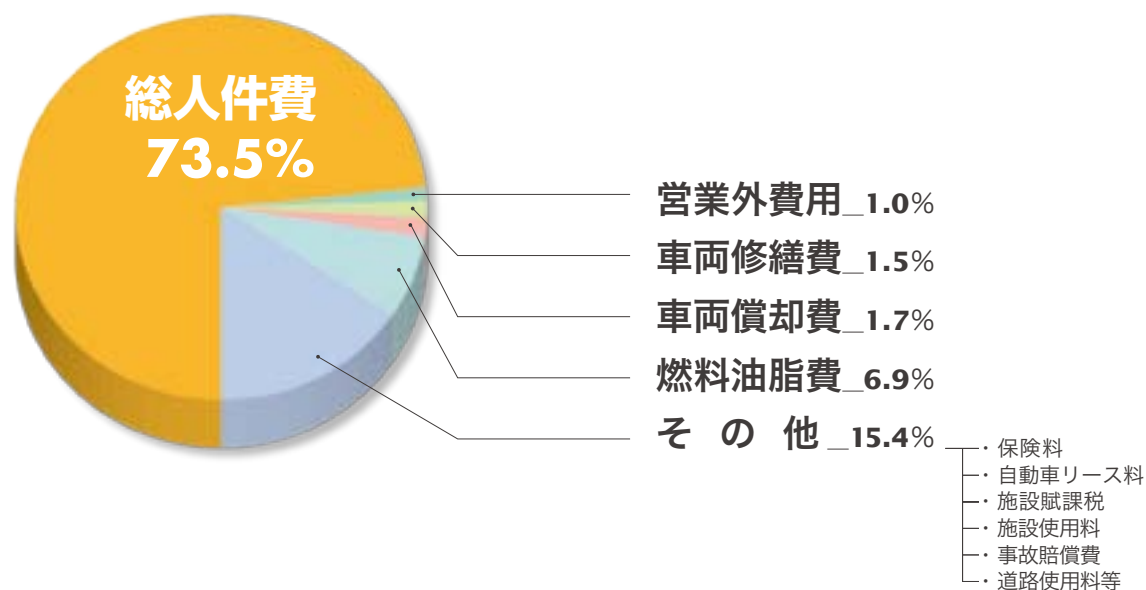


経営の現状とその特色

法人タクシーの原価構成

● 平成20年度 特別区・武三地区（標準的事業者 34 社）

タクシーの原価は、総人件費が 73.5% も占めており、典型的な労働集約産業であることを示しています。



原価構成の推移

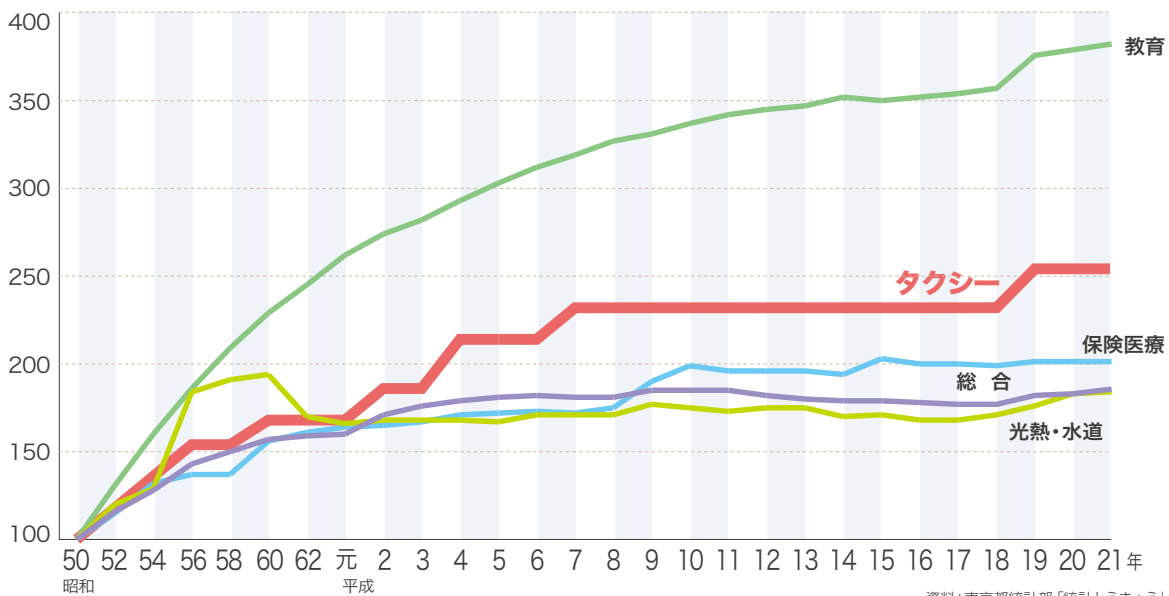
年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総人件費	80.8	80.8	79.9	79.3	79.0	78.4	78.5	78.4	77.1	76.7	76.1	75.8	74.9	73.5
燃料油脂費	4.5	4.5	4.6	4.4	4.7	4.9	5.0	5.0	5.2	5.5	5.9	6.2	6.8	6.9
車両償却費	1.7	1.9	2.0	2.0	2.0	1.8	1.8	1.8	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.7
車両修繕費	1.4	1.3	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.7	1.5	1.5	1.5
営業外費用	1.0	0.8	0.9	1.2	1.3	1.5	1.1	1.0	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	1.0
その他	10.6	10.7	11.4	11.8	11.7	12.0	12.2	12.3	13.2	13.6	13.9	14.2	14.5	15.4

(%)

東旅協調

消費者物価指数（東京都区部）

昭和50年を100とした指数



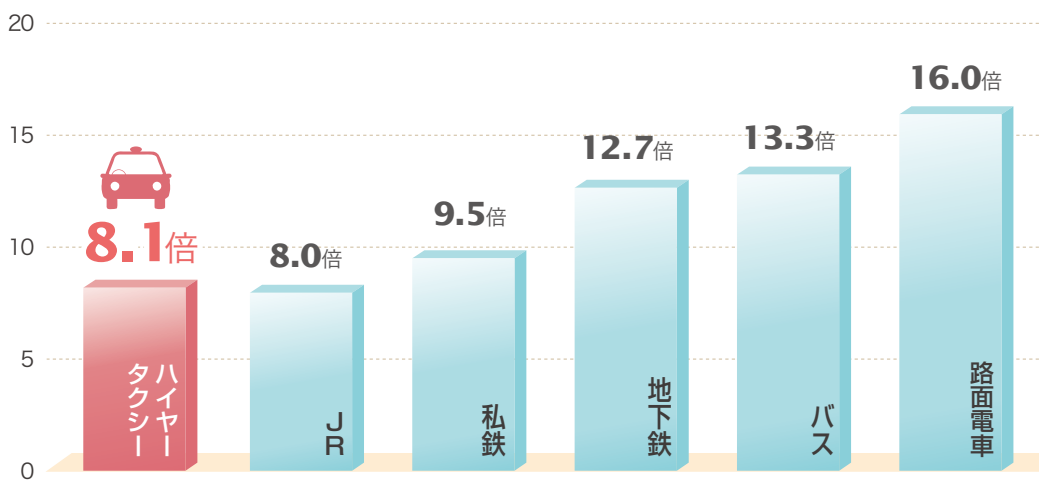
資料：東京都統計部「統計とうきょう」

3

経営の現状と
その特色

タクシー運賃と他の交通機関運賃上昇率の比較 平成19年現在

昭和30年=100



資料：都市交通年報

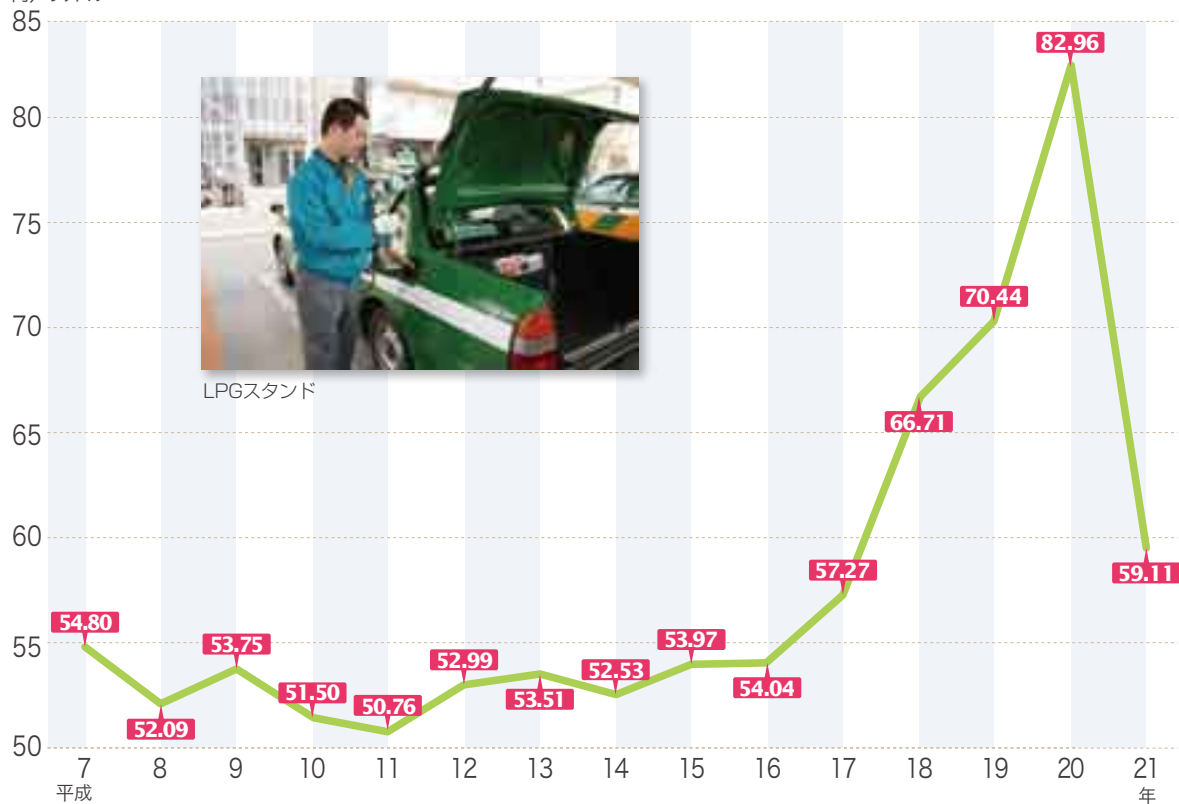
経営の現状とその特色

タクシー燃料の価格

LP ガスの価格は、FOB 価格・為替レートにより大きく変動するとともに、輸入先がサウジアラビアの50%を筆頭に中東への依存度が高く、常に不安定な状態にさらされています。

● LPG 価格の推移

円/リットル



年 別	昭和 55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元
円/リットル	74.51	66.98	70.18	68.82	70.44	69.18	57.40	49.50	48.55	47.80

年 別	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
円/リットル	52.04	55.28	54.75	54.19	53.99	54.80	52.09	53.75	51.50	50.76

年 別	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
円/リットル	52.99	53.51	52.53	53.97	54.04	57.27	66.71	70.44	82.96	59.11

資源エネルギー庁調

ハイヤー・タクシー台当り年間納税額

タクシー LPG 使用車両の場合の負担税額=(普通車)461,063 円、前年度(483,450 円)

〔国 税〕●石油ガス税 167,448 円 ●石油石炭税 10,334 円 ●消費税 236,233 円

●自動車重量税 8,400 円

〔地方税〕●自動車取得税 15,924 円 ●自動車税 9,500 円 ●事業所税 13,224 円

3

経営の現状と
その特色

分類	項 目	金 額	算 出 の 基 礎	摘 要
国 税	石油ガス税	167,448 円	税 額=1 ㍊9 円 80 銭 年間走行=-93,805 km (1 日 257.0 km) 保持料=1 ㍊5.49 km	
	石油石炭税	10,334 円	税 額=1t 1,080 円 年間使用料=17,087 ㍊	ガス状炭化水素
	消 費 税	車 両 普通車 26,540 円	車両価格 2,654,000 円の5/100 =132,700 円÷5 年	平成 9.4.1 より5%課税
		燃料油脂費 58,345 円	20 年度運送収入 46,333 円の6.9/100 =3,197 円×365 日×5/100	
		車両修繕費 12,684 円	20 年度運送収入 46,333 円の1.5/100 =695 円×365 日×5/100	
		営業外費 8,450 円	20 年度運送収入 46,333 円の1.0/100 =463 円×365 日×5/100	
		その他経費 130,214 円	20 年度運送収入 46,333 円の15.4/100 =7,135 円×365 日×5/100	
	自動車重量税	8,400 円	0.5t 当り 2,800 円	
地 方 税	自動車取得税	普通車 15,924 円	車両価格 2,654,000 円の3/100 =79,620 円÷5 年	
	自 動 車 税	9,500 円	(営業用) 1,500cc を超えるもの	昭和 59.4.1 より課税
	事 業 所 税	13,224 円	年収 365 万円(月額 30.4 万円) 30.4 万円×(1.25/1,000)×2.9人×12ヶ月 (資産割) 1,000㎡を超える場合 1㎡600 円(坪 1,980 円) (従業員割) 100 人を超える場合 従業員給与総額 × 税率 0.25%	バス・トラックは非課税 ハイ・タクのみ課税、但し タクシー 250 台までは 減免されている。

(注) 1. 消費税は平成 9 年 4 月 1 日より 5% 課税 (2%up)

平成 22 年 3 月 31 日現在 東旅協調

タクシー参入規制緩和とその後の実態

規制緩和後の増車実態

2002年(平成14年)にタクシーの数量規制が廃止され、それまでの諸条件は以下のように大幅に緩和されました。

- ①「認可制」から▶「事前届出制」に
- ②「最低保持台数の緩和／60台」から▶「10台」に
- ③「営業所および車庫／所有」から▶「リース」に
- ④「導入車両／新車」から▶「中古車で可」に

■ 参入条件が大幅に緩和された結果極めて簡便に参入が可能となり、一台あたりの負担コストが激減し誰でも安直に参入できる事業となった結果短期間にタクシー車両は6,087台と大幅な増加となりました。特に、とりあえず10台規模で新規参入した事業者が経営効率向上のため、その後現在まで大幅に増車してきたのが実態であります。

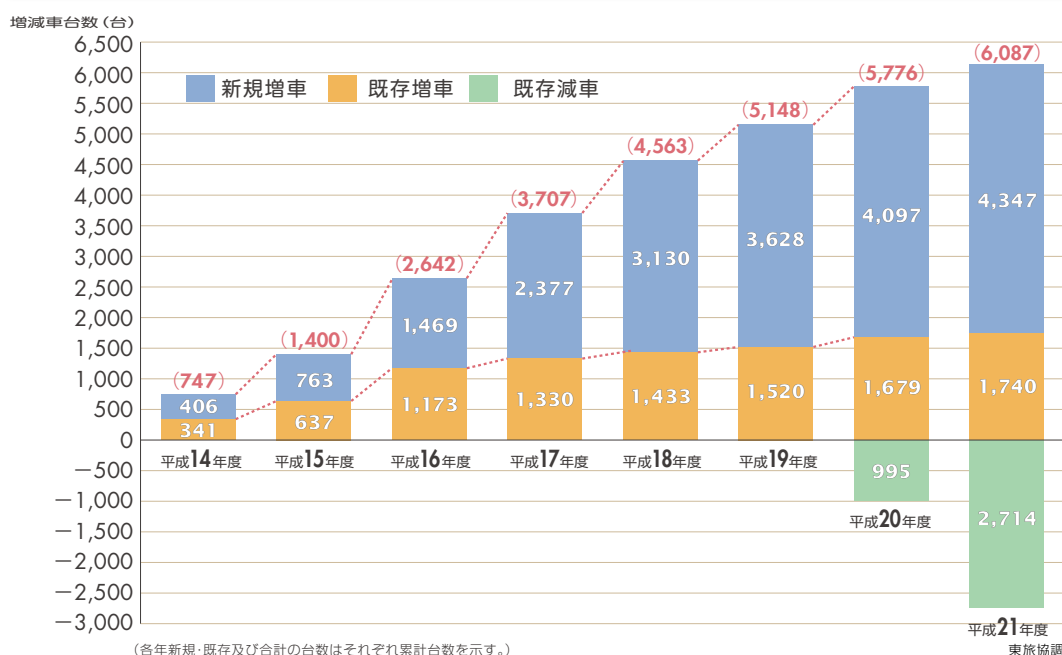
■ タクシーは世界の主要都市のほとんどが、総合的な都市交通政策面から捉え、何らかの形で規制政策の中にありますが、わが国では都市交通政策を無視し、市場経済における競争原理を強引に持ち込んだことで、国内各都市で乗務員賃金の減少、交通混乱など矛盾を招来するところとなっています。

最近における減車の取組の実態

2008年(平成20年)7月11日国土交通省通達による供給抑制策(特定特別監視地域の指定等)

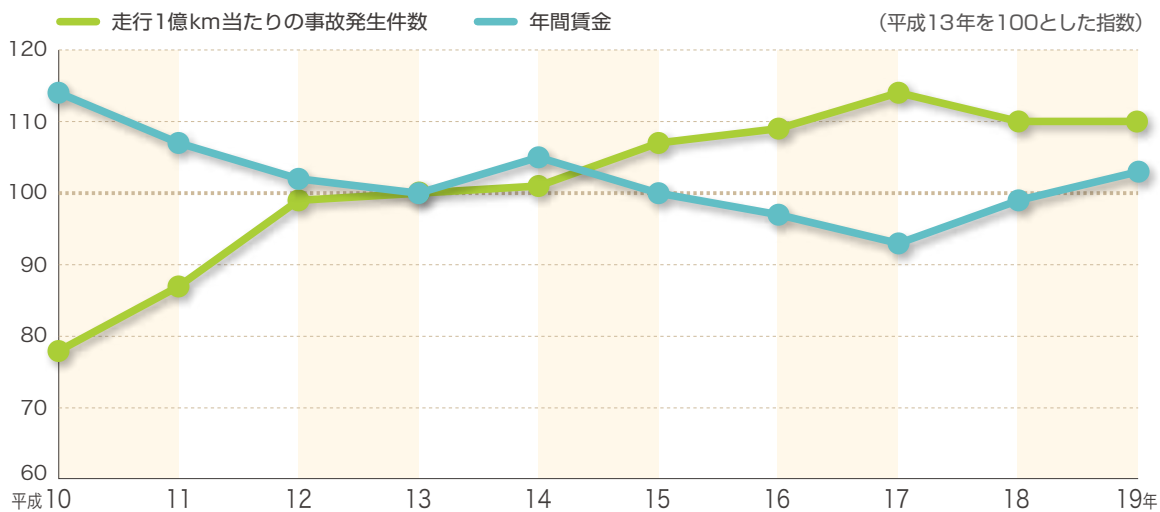
- ・ 新規参入→最低車両数の引き上げ10両から40両(特別区・武三地区)
 - ・ 増車→監査強化等 ・ 減車→監査の免除
 - ・ 業界内の自主的減車の取り組み
- 等によって21年度減車の傾向が見られる

法人タクシー増・減車台数の推移(特別区・武蔵野市・三鷹市)



タクシーの事故件数と乗務員賃金との関係（全国）

規制緩和実施後、新規参入が容易になりタクシー台数が増加したため、1台当たりの売上が減少、それに伴い乗務員の賃金も減少したため少しでも収入を増やそうとする無理な運転を行うことにより、事故の件数が増加する結果となっております。



事故発生件数については、(財)交通事業総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」(暦年集計) 年間賃金については、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(暦年集計)

4

タクシー参入
規制緩和と
その後の実態

諸外国主要都市のタクシー台数規制の現状

規制緩和後の5年間でタクシーの市場における競争原理が有効に機能しないことが証明されました。このままの状態が続くとタクシー車両は増加し続け、都市交通システムの混乱に拍車がかかるようになるでしょう。しかしながら民側にはそれを抑制する能力、権限はなく、従って行政による規制が必要であり、これが世界各都市の共通認識となっています。

都 市 名	タクシー台数規制の有無
ニューヨーク	1万2,187台に規制
ロンドン	厳しいタクシー運転免許で台数を実質規制(約2万台)
パリ	1万4,900台に規制
ローマ	5,000台に規制
フランクフルト	1,712台に規制
アトランタ	68年に規制撤廃、700台が1,500台に激増。81年から再規制
シアトル	79年に規制撤廃、350台が850台に。86年から再規制
ストックホルム	90年に規制撤廃、1,300台が5,000台に。95年から運転者規制強化

「自交総連」調

タクシー参入規制緩和とその後の実態

タクシー運賃に係る内外価格差

■ 平成 19 年 11 月調査 ■ 比較方法

● 為替レート換算(IMFの2007年11月平均為替相場)

1米ドル…111.21円

1英ポンド…230.30円

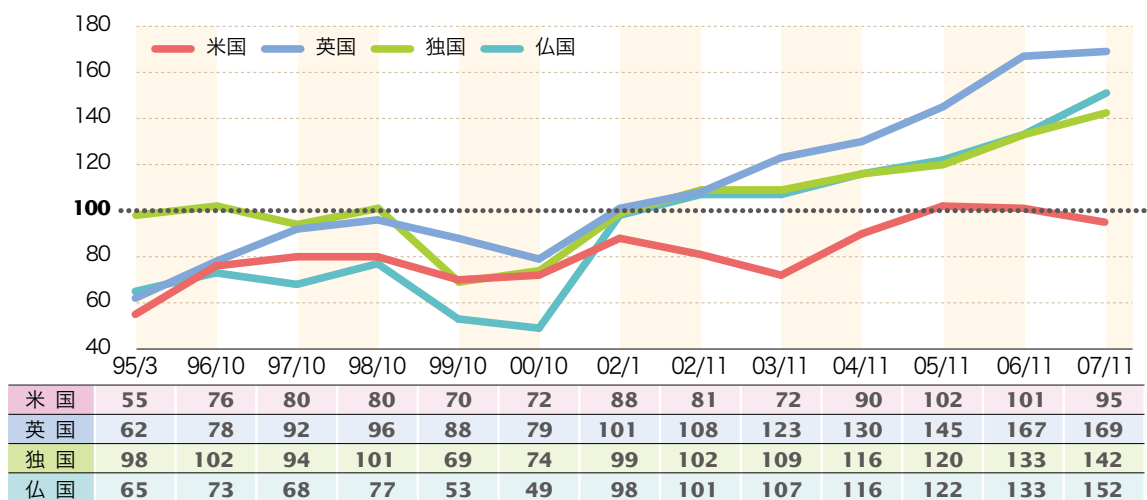
1ユーロ(独・仏)…163.30円

[為替レート比較]
タクシー／昼間

	日本	米国	英国	独 国	仏 国
2km	100	95	169	142	152
5km	100	71	138	117	72

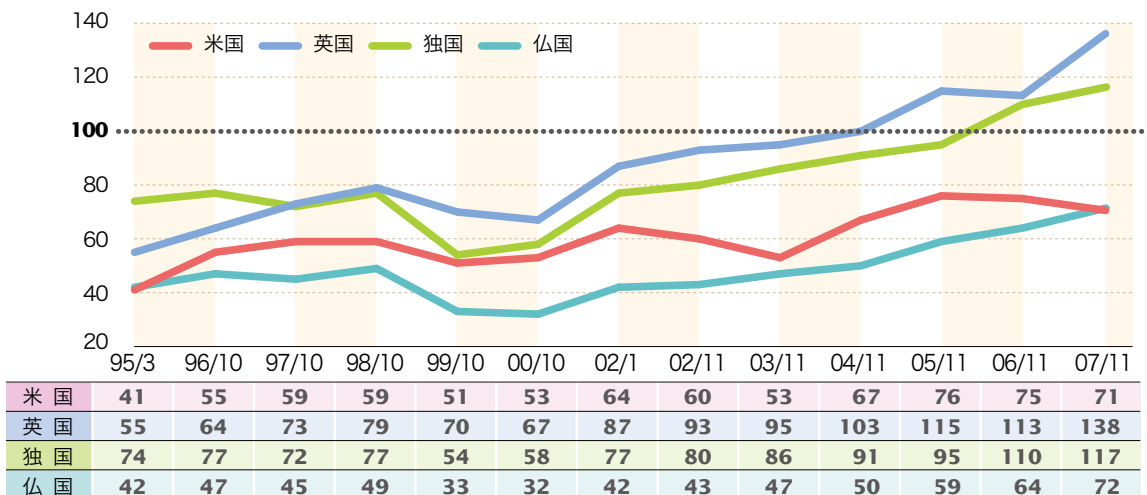
● 経年変化グラフ 日本を100とし、100未満の場合日本が割高、100超の場合日本が割安

◆ タクシー運賃：2km 経年変化 (為替レート)



※仏国は、02.1から運賃制度が変更(最低運賃制度・概ね5kmまで一律運賃)

◆ タクシー運賃：5km 経年変化 (為替レート)



● 購買力平価換算* (OECD による 2007 年時点の購買力平価推定値)

1米ドル…120.66円

1英ポンド…184.00円

1ユーロ(独)…137.82円

1ユーロ(仏)…132.65円

[購買力平価比較]
タクシー／昼間

	日本	米国	英国	独 国	仏 国
2km	100	103	135	119	124
5km	100	77	110	98	59

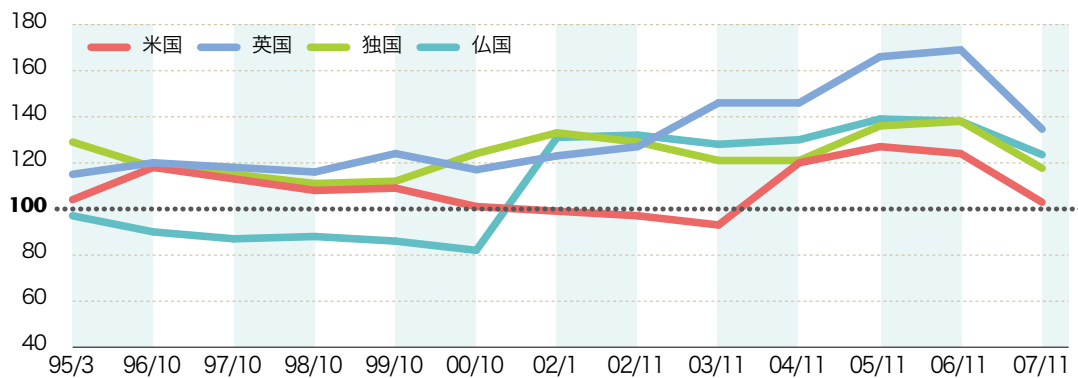
* [購買力平価換算]とは

日本の通貨と外国の通貨について、それぞれの通貨の購買力(購入できる商品やサービスの量)を等しくさせるレートのこと。

【例】ある商品を日本で 30,000 円、米国で 200 ドルで購入した場合、購買力平価は $\rightarrow 30,000 \text{ 円} \div 200 \text{ ドル} = 150 / \text{ドル}$ つまりアメリカにおいて 1 ドルで購入できるものを日本で購入するといくらになるかを指す。

● 経年変化グラフ 日本を 100 とし、100 未満の場合日本が割高、100 超の場合日本が割安

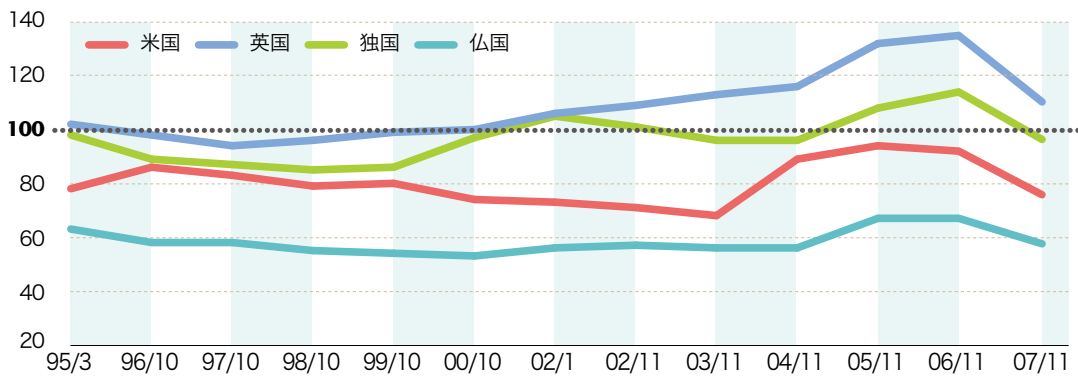
◆ タクシー運賃：2km 経年変化 (購買力平価)



	95/3	96/10	97/10	98/10	99/10	00/10	02/1	02/11	03/11	04/11	05/11	06/11	07/11
米 国	104	118	113	108	109	101	99	97	93	120	127	124	103
英 国	115	120	118	116	124	117	123	127	146	146	166	169	135
独 国	129	118	115	111	112	124	133	129	121	121	136	138	119
仏 国	97	90	87	88	86	82	131	132	128	130	139	138	124

※仏国は、02.1から運賃制度が変更(最低運賃制度:概ね5kmまで一律運賃)

◆ タクシー運賃：5km 経年変化 (購買力平価)



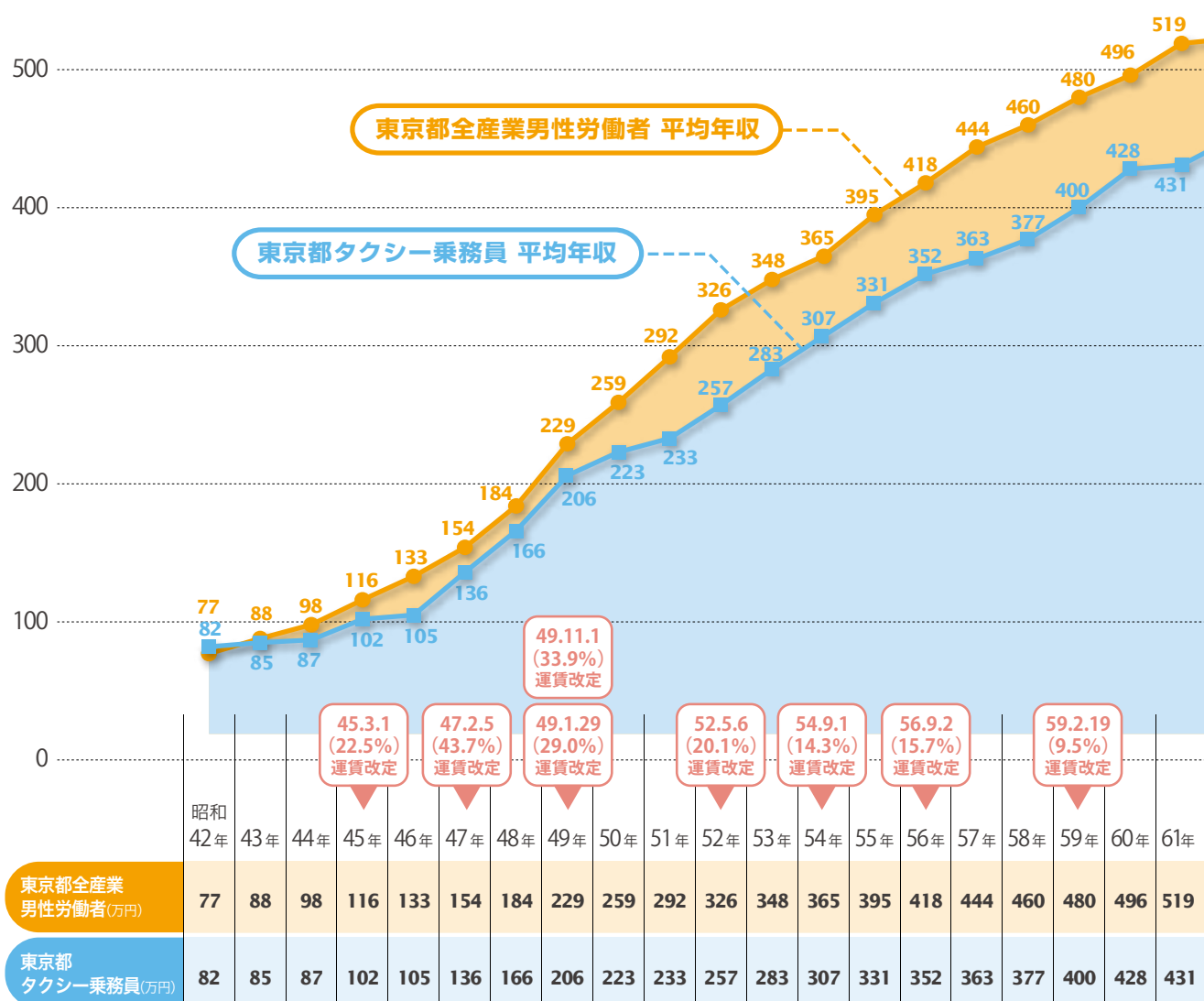
	95/3	96/10	97/10	98/10	99/10	00/10	02/1	02/11	03/11	04/11	05/11	06/11	07/11
米 国	78	86	83	79	80	74	73	71	68	89	94	92	77
英 国	102	98	94	96	99	100	106	109	113	116	132	135	110
独 国	98	89	87	85	86	97	105	101	96	96	108	114	98
仏 国	63	58	58	55	54	53	56	57	56	56	67	67	59

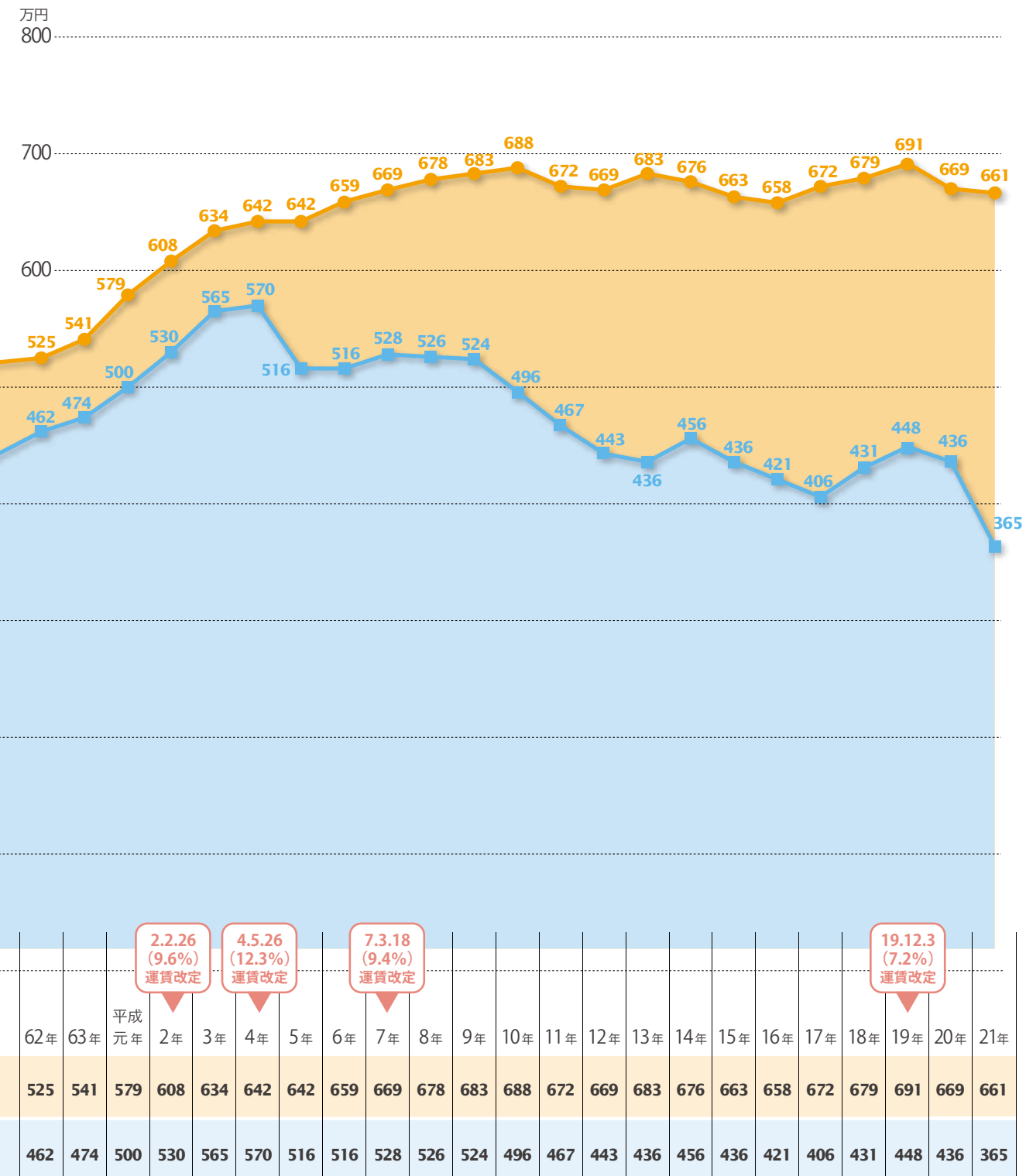
国土交通省:「旅客輸送サービスに係る内外価格調査結果」より

労働条件とその現状

タクシー乗務員と他産業労働者の所得の比較

法人タクシーは、典型的な労働集約産業で、経営の合理化が非常に困難な事業であります。平成21年度のタクシー乗務員の賃金は、東京都全産業男性労働者平均年収と比較すると、約296万円もの格差となっております。景気低迷の影響により企業の収支は厳しい状況下にあります。需要の拡大に向け、労使の協力のもとに生産性の向上の範囲内で、労働条件の改善に取り組んでいます。





厚生労働省：賃金構造基本統計調査

5

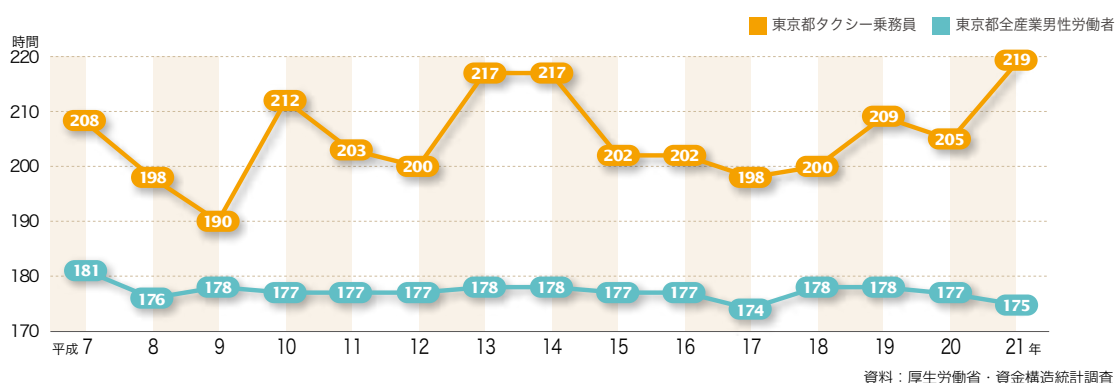
労働条件と
その現状

労働条件とその現状

労働時間等

労働基準法では、法定労働時間は週40時間制となっている他、自動車運転者労務改善基準では、隔日勤務の自動車運転者の1ヶ月の拘束時間は、原則262時間（但し、地域的事情、その他特別な事情がある場合、労使協定を条件に1年のうち6ヶ月までは270時間まで延長可）となっております。また、改正道路運送法等でも社会的規制が強化され、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守が明文化されていることから、これらの関連法令を遵守すべく徹底を図っております。

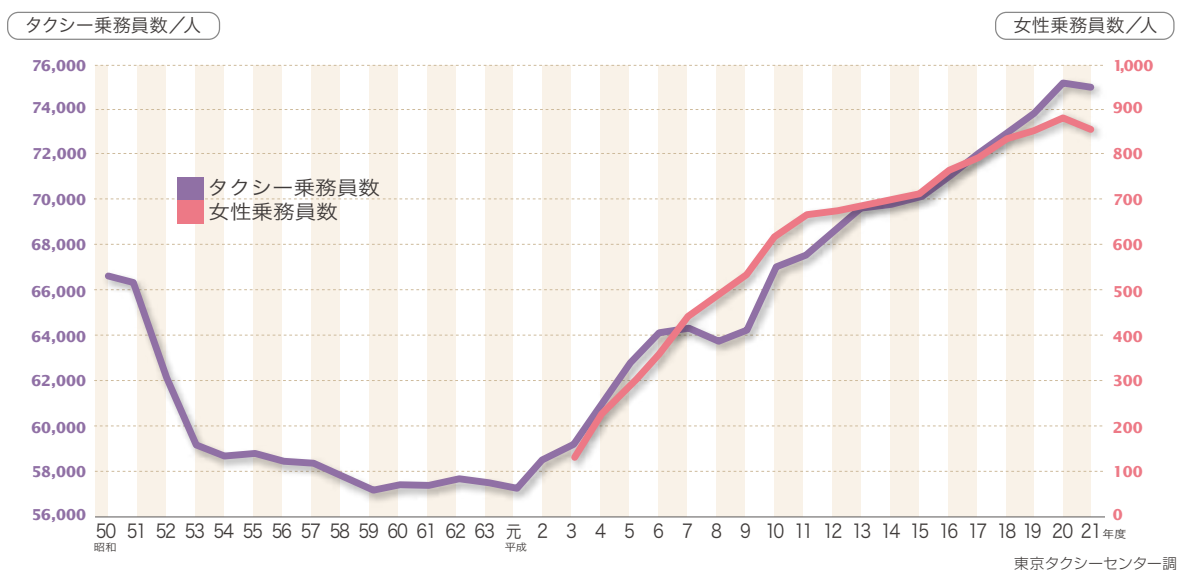
● 月間労働時間(東京都)の比較



新規労働力の確保

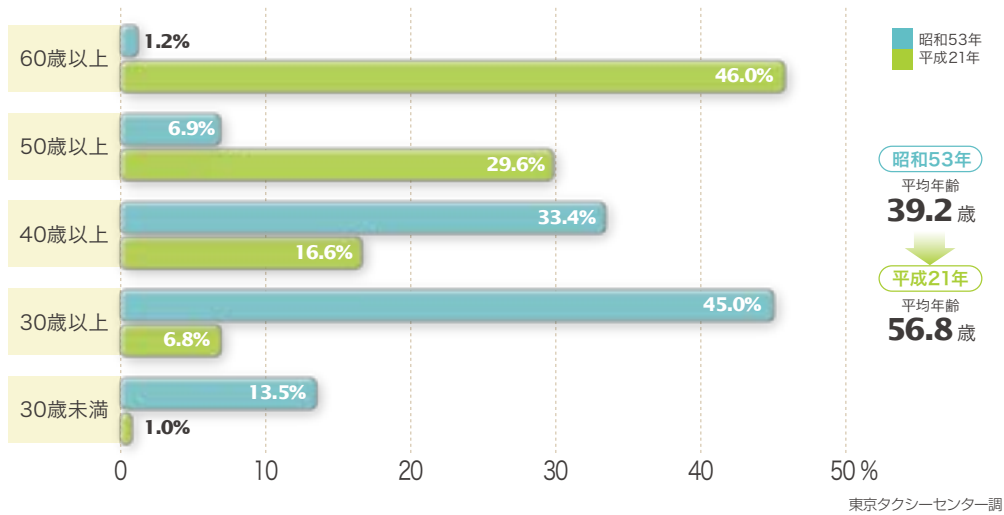
利用者のニーズに応じて輸送力を充実させ、すぐれたサービスを提供していくためには、良質な労働力の安定的確保が必要ですが、それには一般他産業なみの賃金水準を確保することが最重要課題となっております。なお、女性乗務員の雇用も積極的に行っております。

● タクシー乗務員数(運転者証・交付数)の推移

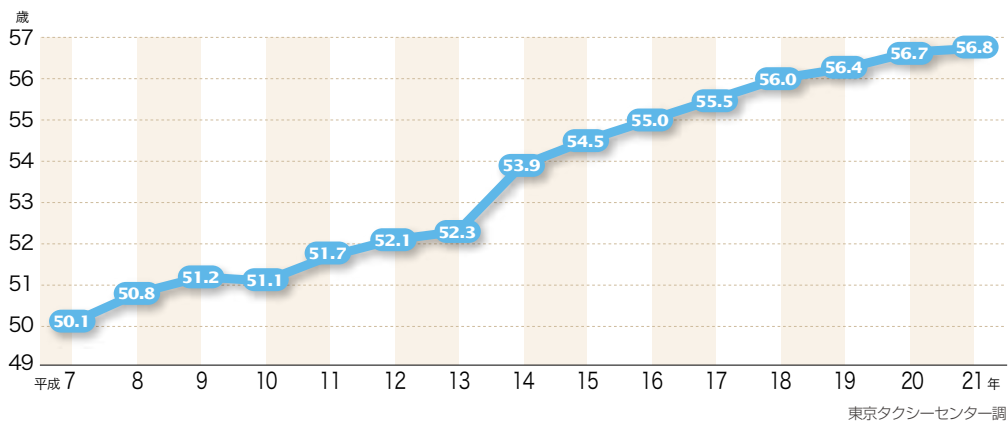


乗務員の年齢別構成比率の比較

タクシー乗務員の平均年齢は30年間で39.2歳から56.8歳へと高齢化が進行しております。



法人タクシー乗務員平均年齢の推移



従業員の福利厚生事業

東京乗用旅客自動車厚生年金基金 (昭和 42 年 6 月設立)

平成22年3月末日現在、162事業所、22,348人が加入し、従業員の老後の生活保障の充実強化のため加算年金制度を実施しております。また、福利厚生活動の一環として、直営保養所「レオ若草」の開設のほか、野球大会、ハイキングなどを行っています。



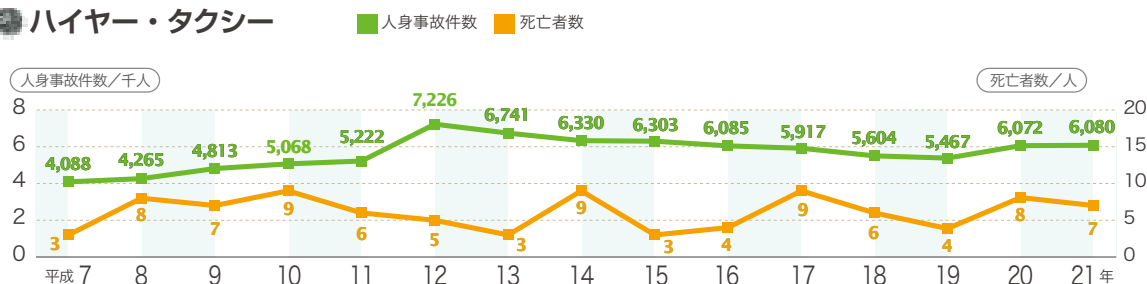
ハイキング風景

安全対策と保障制度

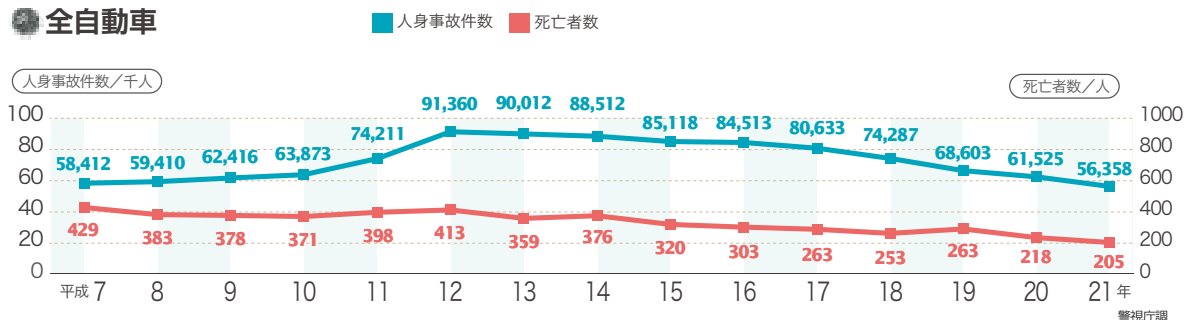
人身事故発生件数の推移

ハイヤー・タクシーの人身事故件数は、平成12年頃までは増加傾向にありましたが、それ以降は各社の事故防止運動の成果も見られ、低いレベルで推移しておりました。しかしながら規制緩和による増車並びに近年の交通事情の悪化等に伴い増加が懸念されるため、より一層の事故防止運動の徹底に努めております。

● ハイヤー・タクシー



● 全自動車



交通事故防止対策

● ハイヤー・タクシーの交通事故防止対策

法人タクシー各社においては春・秋の交通安全運動、セーフティドライバー・コンテスト、無事故強調運動、年末・年始自動車輸送安全総点検運動、交通事故ゼロの日運動、交通事故をゼロにする月間運動、「思いやり、人に車にこの街に」「事故防止、心でやろう大作戦」「正しいシートベルトの着用」「死亡事故ストップ運動」などの運動を推進するとともに春・秋の事故防止責任者講習会の開催およびポスター・ステッカー等を通じ事故防止の徹底に努めています。

● 東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合（昭和47年4月設立）

平成22年3月末日現在、組合員数194事業所、対人共済に176事業所11,459台並びに対物共済に141事業所9,693台が加入し、交通事故防止に資する安全教育及び交通事故に対する共済金の支払い制度（自賠償保険の最高填補額を越える填補について、最高1名2億円、1事故2億円までの給付を行う）を確立しています。さらに平成12年4月から1事故50億円（免責2億円）まで補償する組合の包括契約によるアンブレラ保険（上乗せ保険）を導入いたしております。

また、従業員の業務上、業務外死亡及び業務上の後遺障害に対する労災保険の上乗せ保障制度（厚生共済保障事業、163事業所29,821人が加入）を実施しています。

自動車運行の安全確保

自動車事故対策機構（昭和48年12月設立）

自動車事故を防止するため、運行管理者の指導講習、乗務員の適性診断などを同対策機構を通じて実施し、交通事故防止に努めております。

運行管理者などの指導講習

自動車運行の安全を確保するため必要な運行管理の実務及び関係法令などについて指導講習を行い、事故防止に万全を期しています。



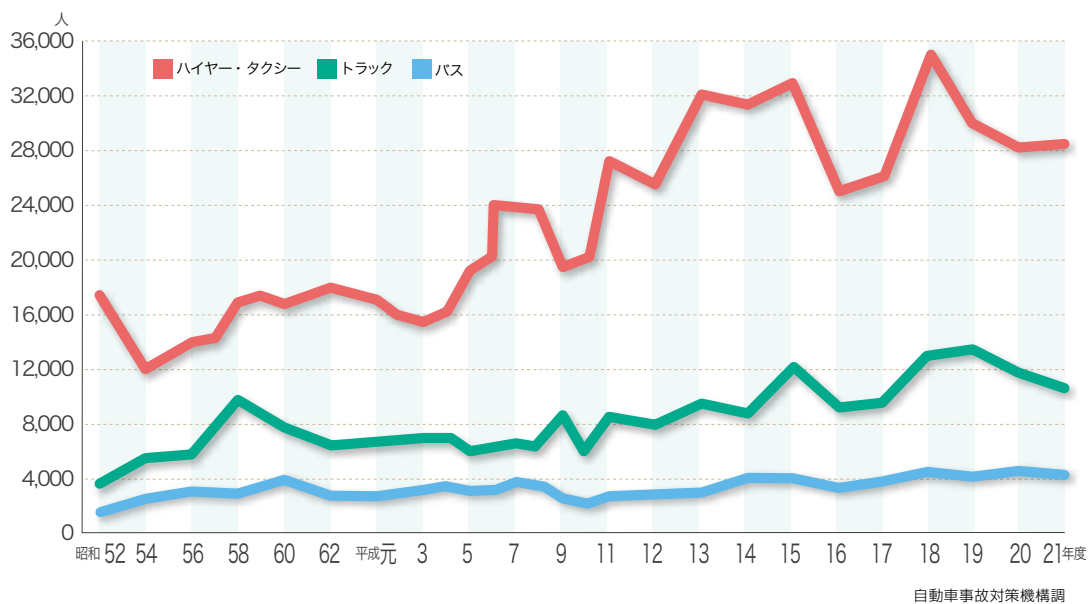
運転者の適性診断

運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能などについて、心理・生理面から各種の診断を行い個人の特性を把握し安全運転について指導・教育を図り、事故防止に努めています。

6

安全対策と
保障制度

自動車乗務員の適性診断受診状況の推移



タクシーサービスの向上

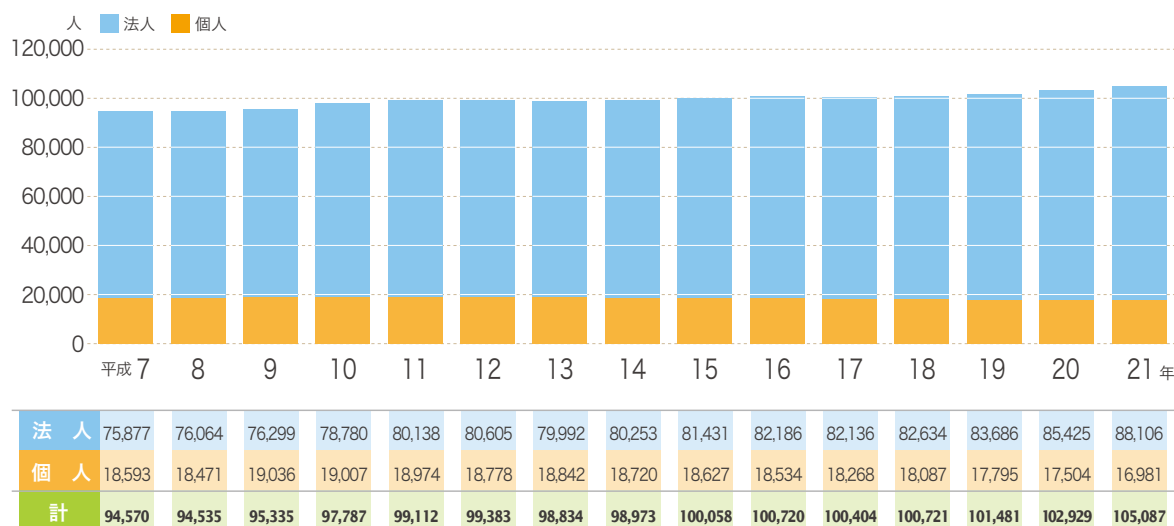
東京タクシーセンター

タクシーサービス向上のため昭和45年財団法人東京タクシーセンター(旧 財団法人東京タクシー近代化センター)が設立されて以来、事業者の負担金等をもとに次のような事業を実施しています。

● タクシー乗務員登録制度の実施

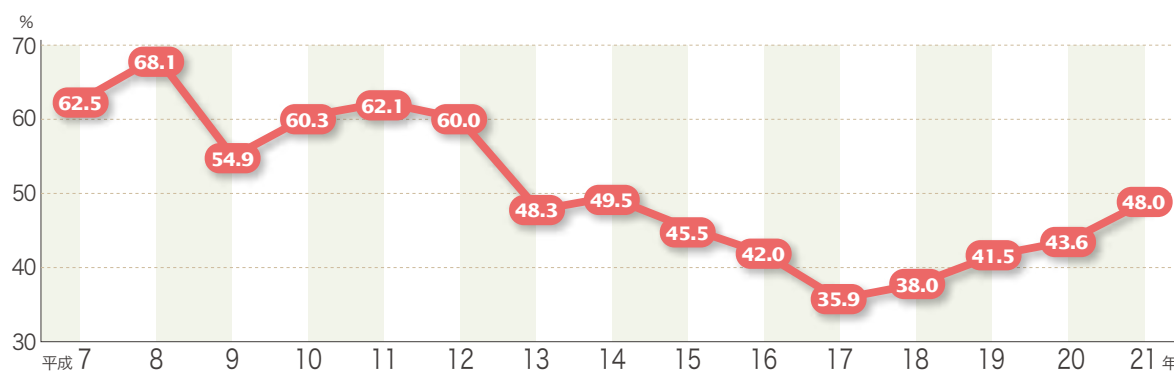
タクシー乗務員の質的向上を図るため地理試験の実施、接客サービスに対する教育指導などを行い、合格者に対して運転者証の交付を行っています。また、個人タクシー事業者には事業者乗務証の交付を行っています。

◆ タクシー乗務員の登録人員の推移



東京タクシーセンター調

◆ 地理試験合格者の推移



東京タクシーセンター調

● タクシー乗務員の指導と研修

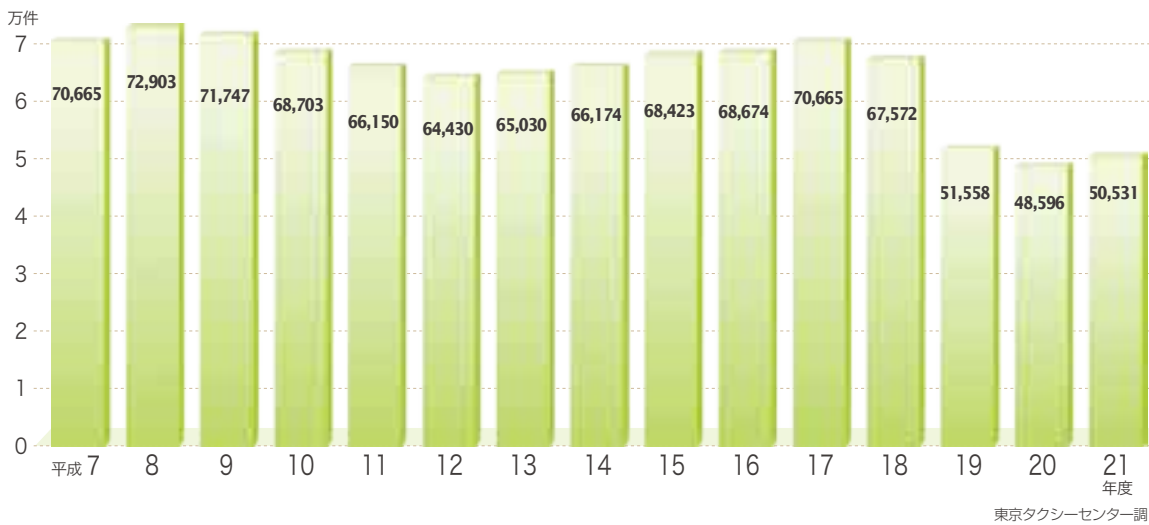


タクシー乗務員の道路運送法などに違反する行為（乗車拒否、不当料金の請求、メーターの不当操作など）の防止及び是正を図るための街頭指導を行うとともに運輸規則第36条の2に基づく新任乗務員の研修を行っています。

● 忘れ物・苦情処理対策

タクシー車内の忘れ物・苦情等は領収書などにより各社において対応するとともに、同センターにおいても専用電話 03(3648)0300 番を設置し、24 時間受付を行い処理の徹底に努めています。

◆ 年度別忘れ物受付件数



7

タクシーサービスの向上

● タクシー乗り場の効率的な運営

現在都内各所に316ヶ所の乗り場を設置しております。

年度	平成 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
一般 乗り場	620	605	587	527	481	396	352	246	239	232	227	226	235	232	231
屋根付き 乗り場	99	102	104	102	97	94	93	89	87	85	87	84	86	86	85
小型 乗り場	21	21	21	7	7	7	7	6	6	5	5	5	-	-	-



(注) ワゴン乗り場（2ヶ所）の数を除く 東京タクシーセンター調

タクシーサービスの向上

● ランク制度



特別区・武三地区の法人タクシーは、利用者利便の向上並びにタクシーサービスの改善を図るため「法令遵守に関する情報」・「接客サービスに関する情報」・「安全に関する情報」を収集し、評価基準を設定して数値化したもので評価しAA・A・B・Cの4段階にランク付けされAA・Aの評価を受けた事業者のタクシー車両にはステッカーを貼付し営業を行っております。

	13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年	
A・A	106社	43.1%	69社	27.8%	88社	34.4%	97社	36.5%	78社	27.4%	95社	30.6%	121社	37.6%	145社	43.8%
A	98社	39.8%	107社	43.2%	69社	26.9%	85社	31.9%	111社	39.1%	105社	33.9%	118社	36.6%	121社	36.6%
B・C	42社	17.1%	72社	29.0%	99社	38.7%	84社	31.6%	95社	33.5%	110社	35.5%	83社	25.8%	65社	19.6%
全体	246社	100.0%	248社	100.0%	256社	100.0%	266社	100.0%	284社	100.0%	310社	100.0%	322社	100.0%	331社	100.0%

● 表彰制度



昭和52年度から毎年優良運転者の表彰を行い、過去33回延べ18,017名が受賞され、現在6,866名の乗務員が「優良運転者章」をタクシー車内に掲出し営業を行っております。この表彰基準は、10年以上のベテランドライバーで違反はなく、接客態度良好なドライバーが対象となります。このほか、昭和59年度から優良法人事業者および実務管理者に対する表彰も実施しています。

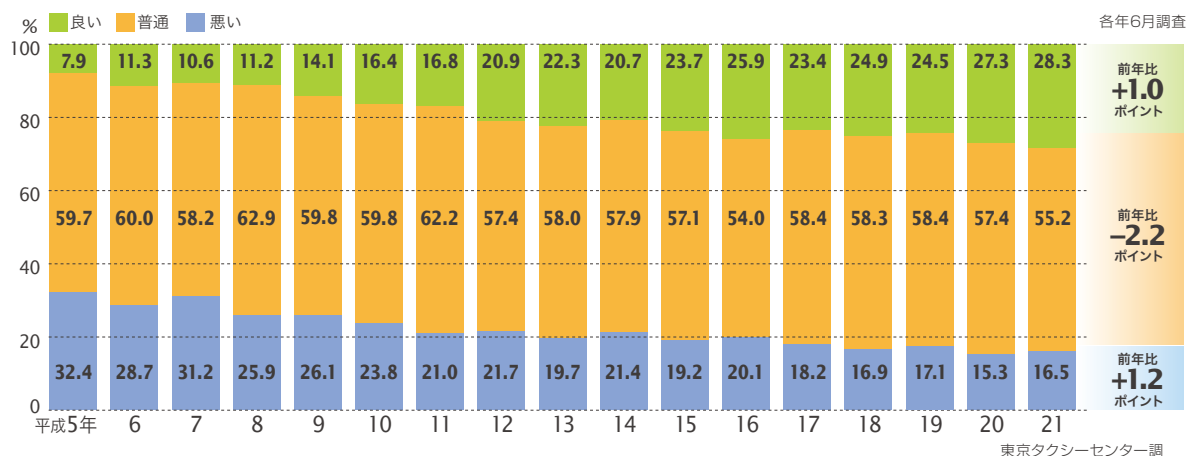
● モニター制度の充実

旅客輸送のサービス向上を図るため、都内在住の利用者200名をタクシーモニターに委嘱し、その意見・要望をサービスの改善に反映させています。

● アンケート調査の実施

タクシーサービスの向上と利用者の利便を図るため、タクシーの利用形態と運転者の接客態度などについての実態を知ることが目的に、毎年定期的に「利用者の意識調査」を行っています。平成21年6月には、2万枚のアンケート調査を実施いたしました。

◆ 接客態度に対する全般的評価



空気清浄機の設置

平成 2 年 5 月 26 日の運賃改定以降、クリーンで快適なサービスを提供するため、車内に「空気清浄機」を設置しています。

点字シールの表示

平成 4 年 5 月 26 日の運賃改定以降、タクシー車内に「会社名」「車両番号」を表示した点字シールを貼付し、目の不自由なお客様へのサービスに努めております。

禁煙タクシー制度の導入

東京の法人タクシーは、車内の喫煙に係わる健康被害の防止並びに快適性の一層の向上を図ることを目的とし、平成 20 年 1 月 7 日からタクシー車内の全面禁煙化を実施しております。



「東京福祉タクシー総合配車センター」の開設

平成 18 年 10 月より、全国福祉輸送サービス協会と共同で「東京福祉タクシー総合配車センター」の運行を開始致しました。これは、ケア輸送を専門に行っている乗務員が国土交通省許可専用車両（リスト、スロープ付車両）で送迎するもので、電話やインターネットにて配車受付けをしております。

屋上灯消灯の実施

平成 4 年 5 月 26 日の運賃改定以降、一般利用者が夜間空車車両を識別しやすいよう実車の際に屋上灯を消灯して営業しています。

成田空港定額運賃制度の実施

平成 14 年 8 月より、東京都特別区・武蔵野市・三鷹市を 4 つのブロックに分け、事前予約の利用者を対象に各ブロックと成田空港間の運賃を定額で運行し、手荷物の多い利用者の利便向上に努めております。

遠距離割引制度の導入

平成 7 年 3 月 18 日の運賃改定以降、長距離をご利用いただくお客様にお得な制度として「遠距離割引制度」を導入しております。

障害者割引制度の導入

平成 2 年 5 月 26 日の運賃改定以降、身体障害者の方への割引に加え平成 4 年 5 月から知的障害の方に対してもメーター表示額の 10% の割引を実施いたしております。

タクシー事業の効率化と環境対策

タクシー事業の合理化、省力化に努めるとともに最新の情報機器を導入することにより、作業能率の向上を図っております。

共同事業の推進

事業協同組合、グループなどにおいて共同事業の推進を行っています。



タクシー専用車両

乗務員にとって、長時間の運転でも疲れにくく利用者にとっては乗降しやすく、広い快適な安全空間を持ったタクシー専用車両が開発され導入を積極的に進めています。

IT化の推進

クレジットカード決済器の開発

利用者の支払い方法の多様化に対応すべく従来からの現金・チケット・クーポンに加えクレジットカード・デビットカードの決済処理端末を順次搭載しております。これにより、現金をお持ちにならなくても気軽に乗車出来るようになりました。



無線タクシーデジタル化の推進

デジタル無線は、データ（配車指令情報やタクシーの位置情報等）の高速伝送ができます。デジタルの持つ GPS による位置情報を活用することにより、より迅速な配車や無駄な空車走行を減らすことが可能となり、CO₂の削減にも貢献しています。

また、無線配車センターからは、配車指令情報のほか、需要予測情報（どの地域でご利用になられるお客様が発生しそうか）等もタクシーへ伝送でき、計画的・効率的な走行もできるようになります。

なお、更なるサービスの向上を図るため、デジタル化を推進するとともにそれを機に超高層ビルに起因する不感地帯（お客様から注文があっても電波が届かず配車ができない地域）の解消等にも併せて取り組んでいます。

イントラネット化の推進

各会員会社に於いて各種業務の効率化、迅速化等が求められており、協会と会員各社間の情報伝達の迅速化、通信文書等の整備保存面の合理化等適確な業務の推進及び乗務員台帳をはじめとする各種台帳の標準書式の規格化を図ることを目的として、業界内部のイントラネット・システムの構築を進めています。

● ETC(電子式料金自動収受システム)車載器の導入

ETC を利用することにより、高速道路料金の利用者負担が軽減されるとともに料金所部の渋滞が大幅に解消され利用利便の向上が図られております。

● 運賃自動計数納金システムの開発

1日の営業収入をコンピュータと連動した納金機に納めることにより金種別に区分し、確実に計数処理が行えるシステムの開発を行いました。この結果、従来すべて手作業で行っていた計数処理の大幅な合理化が図られることになりました。また、関連機能である乗務日報自動化システムは、乗務日報の作成及びデータの分析を自動化することにより、乗務員の負担軽減を図るだけでなく、安全・サービスの向上に寄与しています。



● ドライブレコーダーの導入

情報が得られにくい事故発生時の状況についての情報だけでなく、事故発生時以外の記録も事故防止教育に活用し、事故の減少や事故に係わる費用の削減に努めております。

GPS-CTI技術の活用

GPS(全世界測位システム)などを利用した AVM(車両位置等自動表示)システムは、タクシーの所在位置、空車情報を無線配車センターで常時把握しています。中でも、GPS-AVM と CTI(顧客管理システム)技術を融合したシステムは、お客様情報をデータベース化して、CTI 受付によりコンピュータがお客様に一番近い最適車両を自動検索し、迅速で正確な配車、効率的な運行が可能となりました。

環境対策



東京の法人タクシーは、昭和 37 年より NOx(窒素酸化物)、SPM(浮遊粒子状物質)、SOx(硫黄酸化物)などの排出量が少ない環境にやさしい燃料である LP ガスを使用しております。また、「エコドライブ(省燃費運転)」にも心掛け大気汚染防止に努めるとともに、東京都の環境確保条例で義務付けられている「アイドリング・ストップ運動」を実施するとともに、羽田空港のタクシー待機所(1日平均 1,400 台入構)におけるアイドリング・ストップ運動も平成 15 年 11 月 25 日より実施しております。

なお、平成 16 年度より環境負荷の少ない事業運営(グリーン経営認証制度)への積極的な取り組みの推進と燃費の良い車両及び低公害車両の導入を促進しております。

利用者とのコミュニケーション

広報活動

●「東京タクシー有識者懇談会」の開催

学識経験者、タクシー利用者、マスコミ関係、交通関係者等幅広い分野の有識者と意見交換を行い、サービス改善対策等に役立てております。

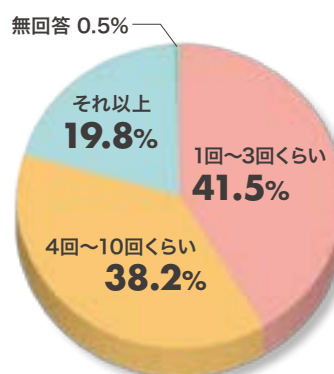


● アンケート調査の実施

一般利用者がタクシーに対し、どのようなイメージやご意見を持っているか、またサービスはどうあるべきか?などについてのアンケート調査を平成4年から毎年実施し、平成21年については7月27日から8月3日までの間、都内主要タクシー乗り場において利用者へ直接配布するとともに無線タクシー利用者を対象に合計10,500枚を配布し、それを基にサービス改善に反映させております。

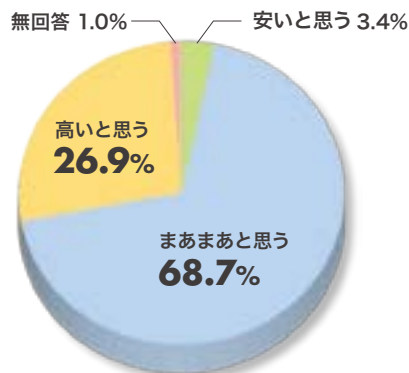
Q1

1か月に、どのくらいご利用になりますか?



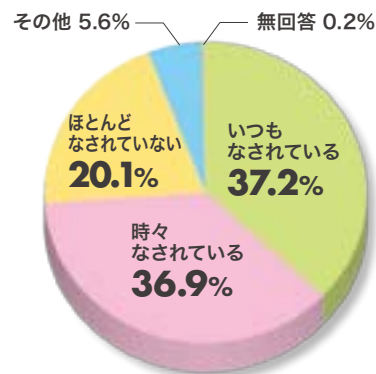
Q2

現在のタクシー運賃は、その「ドア・ツアー・ドアの特性」を考えた時、運賃水準についてどのようにお考えですか?



Q3

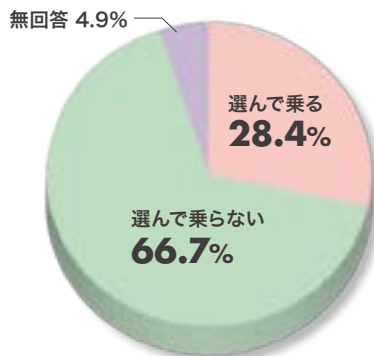
現在、道路交通法の改正によりタクシーも後部座席（お客様）のシートベルト着用が義務化されています。今までに乗車なさった際、乗務員から、または音声テープにより着用のお願いがなされていますか？



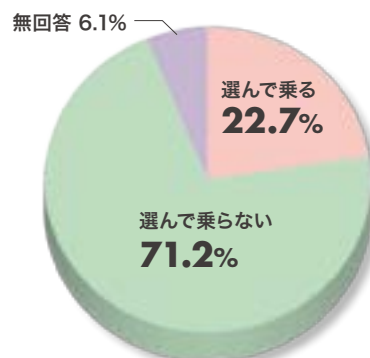
Q4

法人タクシー事業者について（財）東京タクシーセンターでは、接客サービス・安全及び事業者の法令遵守に関する情報を収集し、評価基準を基に事業者の評価を行なっています。優良な事業者のタクシーには、平成14年6月14日よりステッカー（AA、Aランク）を左フロントフェンダーに貼付するようになりました。今後タクシーを利用する時に、このようなタクシーを選んでご利用されますか？

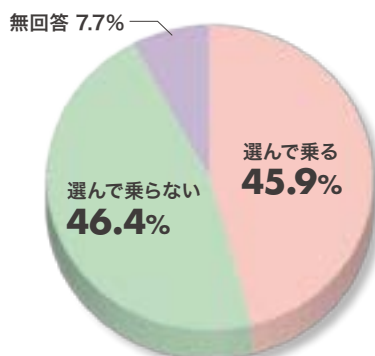
〔流しのタクシー利用時は？〕



〔タクシー乗り場では？〕



〔無線タクシー利用時は？〕



利用者とコミュニケーション

●「エコカード」の備え付け

お客様よりタクシードライバーの接客マナーについて広くご意見を聞きサービス改善を図ることを目的に平成6年12月より都内の法人タクシーに「エコカード」を備え付け営業を行っております。



エコカード

●タクシー白書「東京のタクシー」・情報誌「タクシー展望」の発行

業界の現状並びに問題点を取りまとめた情報誌を発行し、一般利用者をはじめとして学識経験者・マスコミ関係者の方々に理解を深めるよう努めております。



タクシー展望

●「タックンミニ情報」・「タクシーニュース」の発行

タクシー車内の安全マクラカバーを利用し利用者に対し、タクシーの上手な乗り方、忘れ物防止及び業界の実態などをテーマとした情報紙を定期的に発行しております。



タックンミニ情報

●「東旅協ニュース」の発行

交通事故防止及び接客サービス向上並びに地球温暖化防止対策等を内容とするポスター「東旅協ニュース」を定期的に発行し、乗務員教育の徹底に努めております。



タクシーニュース

●インターネットホームページの開設

<http://www.taxi-tokyo.or.jp>

法人タクシー協会では、東京のタクシーメニュー・東京のタクシー会社一覧・無線タクシーのお問い合わせ先・防災レポートタクシー及び業界の現況等を内容とするホームページを平成8年より開設し、一般利用者に対し情報の公開を行なっております。



●8月5日「タクシーの日」キャンペーンの実施

大正元年8月5日、「タクシー自動車株式会社」がタクシーに初めてメーターを設置し営業を開始したのを記念し業界ではこの日を「タクシーの日」と定め毎年広範囲なサービスキャンペーンを実施しております。なお、平成20年7月1日から8月5日までの間キャンペーンを実施いたしました。

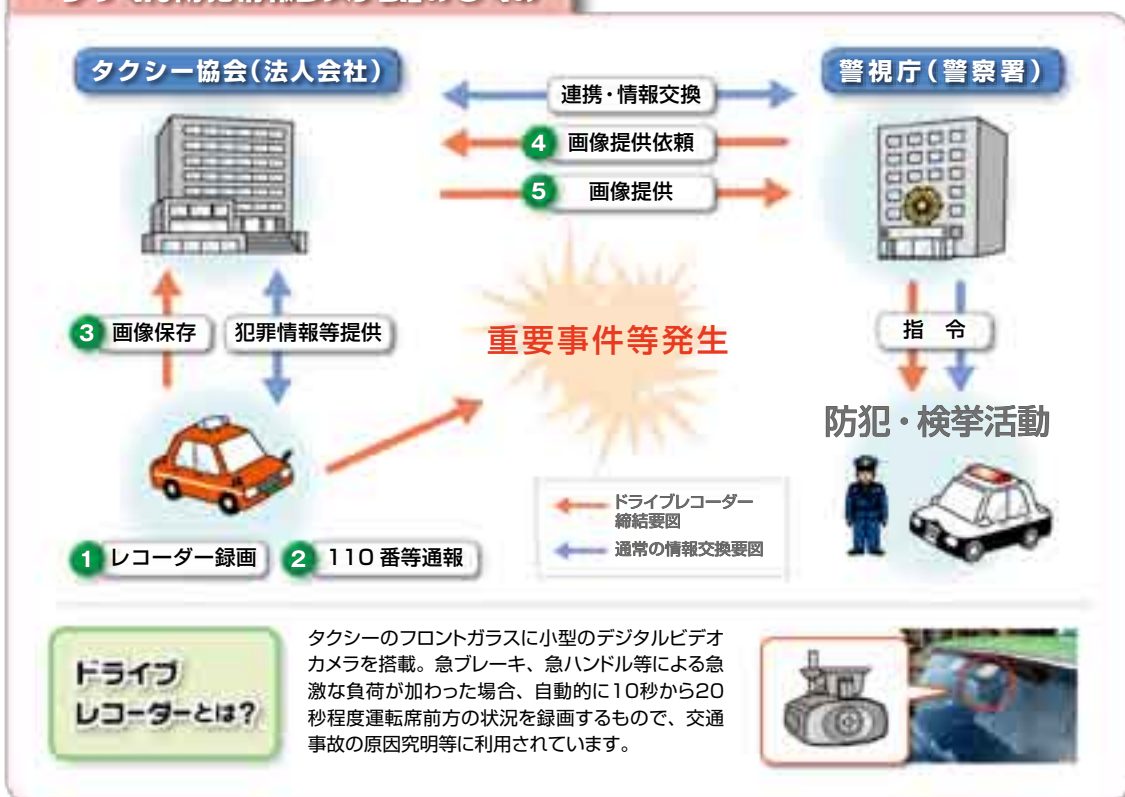


メセナ活動

●「タックくん防犯情報システム」の運用

毎日24時間都内を走り回るタクシーならではの業務特性を活かし、警察と連携をとって防犯活動を行い街を守っていく「タックくん防犯情報システム」を、2009年8月5日より実施しております。タクシー搭載のドライブレコーダーで捉えた映像を、事件などの犯罪捜査に役立て、またタクシーが走りながら「常に街を見ている」効果によって、犯罪を未然に防ぐことを目的としています。

「タックくん防犯情報システム」のしくみ



● 防災レポート車の運行

大地震などの災害が発生した際、タクシーは現場の第一目撃者になることがあります。防災レポート車は車内に緊急電話を搭載し、被害現場の生の状況を東京都災害対策本部及びマスメディアを通じ提供することで都民の生命と財産を災害から少しでも守ることを目的に発足しました。

なお、平成21年3月31日現在、防災レポート車74両とレポーター275名が選任され日夜都民の安全を守り続けています。



9

利用者と
コミュニケーション

利用者とのコミュニケーション

●「タクシーこども110番」制度の実施

全国各地で子供達が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、当協会では、平成18年4月より東京都並びに警視庁の協力を得て、子供達の安全確保を目的にタクシー車両にステッカーを貼付し、「タクシーこども110番」制度の取り組みを実施しております。



●「サポート Cab」の導入

東京消防庁との連携により、平成17年9月より退院や通院目的でタクシーを利用する方のためタクシー車内に、AED（自動体外式除細動器）を操作できる救命手当の技能を持つ乗務員が担当する「サポート Cab」を導入しております。平成21年3月現在で約1,600両が運行しております。

●「タックン愛の基金」募金活動の実施

交通遺児を励ますため昭和47年7月から募金活動を実施し、平成7年11月からは交通遺児以外にも一般の災害等による被害者及び公共性の高い社会的・文化的な諸活動に対する援助も併せて行うことを目的として継続実施し、平成22年3月末現在で211,342,603円の募金が寄せられ、(財)交通遺児育成基金、(財)自動車事故被害者援護財団等へ贈呈しました。そのほか、長崎県雲仙・普賢岳大噴火による被害者に対し、平成3年8月16日2,675,270円、また平成7年2月7日阪神大震災被害者に対しNHKを通じ、2,000万円、兵庫県タクシー協会に対し1,000万円の義援金をそれぞれおくりいたしました。



左：富田会長 右：(財)交通遺児育成基金 松尾会長

額	年度別	10	11	12	13	14	15
募金額		4,941,554	4,732,756	4,905,548	4,878,438	4,813,015	4,763,932
累計		160,305,575	165,038,331	169,943,879	174,822,317	179,635,332	184,399,264

額	年度別	16	17	18	19	20	21
募金額		4,717,703	4,498,448	5,019,118	4,624,470	4,217,889	3,865,711
累計		189,116,967	193,615,415	198,634,533	203,259,003	207,476,892	211,342,603

東旅協調

諸外国タクシー業界等との交流



韓国地方自治団体国際化財団

東京のハイヤー・タクシー事業における経営状況、車両・燃料（LPG）・無線及び AVM システム、勤務体制、賃金体系、交通事故防止などの諸問題についての諸資料を海外からの調査団に提供し交流を図っています。

平成 2年	5.31	各国の業界代表が出席し世界タクシー会議を開催（韓国・李光烈理事長他2名、アメリカ・ベティー・ローレンス専務理事、ITA・アルフレッド・B・ラガッセⅢ世常勤副会長、イギリス・ジェフリー・W・トロッター会長、ドイツ・フィリップ・カビン議長）	11年	5.20	中華人民共和国・大連電視台テレビ局、王培蓮氏他東京のタクシーの現状視察のため来協
	7.23 ～ 7.27	欧州ハイタク事情視察団（団長、藤本国男氏）ロンドン・パリ・フランクフルトのハイタク事情を視察及びロンドンで開催された ITLA（国際タクシー・リムジン協会）の中央会議に出席	12年	4.3	韓国・ソウル特別市タクシー運送事業組合、朴功氏他東京のタクシーの現状視察のため来協
	3年	9.12 韓国・ソウル特別市タクシー運送事業組合と姉妹提携延長調印のため新倉会長他訪韓 11.20 中華民国・台北市計程車客運商業同業公會と姉妹提携調印のため新倉会長他訪問	13年	5.15	韓国・ソウル特別市タクシー運送事業組合と姉妹提携延長調印のため新倉会長訪韓
4年	4.6	欧州タクシー事業者（ドイツ・ペーター氏、スイス・カヴァン氏、オーストリア・シュレヒト氏、フランス・ルーデ氏他）東京業界視察のため来訪	15年	11.5	ソウル特別市タクシー運送事業組合李理事長他、業界の現況視察のため来協
7年	8.5	韓国ソウル特別市タクシー運送事業組合、姉妹提携延長調印のため来訪	17年	3.8	ソウル特別市タクシー運送事業組合李理事長他、東京業界の現況視察のため来協
	8.7	保岡副会長、アメリカ・アトランタ市のタクシーの現状視察	18年	5.26	韓国ソウル特別市タクシー運送事業組合、姉妹提携延長調印のため来日
10年	6.12	台北市政府警察局交通義勇警察大隊、王朝棟氏他東京のタクシーの現状視察のため来協	19年	10.26	中国北京市交通委員会調査団、業界視察のため来協
			21年	6.10	韓国地方自治団体国際化財団、東京業界視察のため来協
				11.6	韓国タクシー労働組合連盟視察団、労働問題・規制緩和問題等調査のため来協
				12.21	中国武漢市タクシー視察団、東京業界視察のため来協

業界・行政・社会の動き

業界

5月22日 東旅協、21年度総会で富田会長続投決定。新副会長に川鍋一朗氏就任

5月25日 新倉名誉会長のお別れ会、青山葬儀場で執り行われる

5月29日 全乗連総会で富田会長続投決定

6月2日 衆議院国土交通委員会で、富田会長ら参考人として出席

6月30日 東京タクシーセンター、平成20年度法人事業者ランク評価を公表、AAランク145社、Aランク121社、Bランク38社、Cランク27社

7月28日 東旅協、違法行為撲滅対策のための緊急代表者会議開催

8月5日 「タクシーの日」イベント実施、東旅協と警視庁が「タックン防犯情報システム」を締結調印



8月5日 新宿駅西口、東京駅丸の内2ヶ所に「優良タクシー乗り場」を設置運営開始



8月26日 「特別措置法施行規則案」の意見を自動車交通局長に提出

9月8日 東旅協、第二回有識者懇談会開催

10月16日 第一回特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会(座長：太田和博氏専修大学教授、会長：神谷俊広氏関東運輸局長)を開催



10月21日 全乗連、郡山市で第49回全国事業者大会開催

11月4日 「第二回特別区・武三交通圏及び第一回多摩地区三交通圏タクシー特定地域協議会」開催

11月25日 「第三回特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会」開催

11月30日 「銀座地区新タクシー乗り場」及び「優良乗り場」の運用開始

12月18日 「第四回特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会」開催

1月29日 特別区・武三交通圏特別事業計画の申請スタート、初日47社申請

行政

- 5月21日 裁判員制度スタート
- 6月17日 政府、「景気底打ち」を宣言
- 6月19日 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案」が参議院で可決成立
- 6月21日 衆議院解散
- 7月14日 関東運輸局長に神谷俊広氏就任
- 7月24日 国土交通省自動車交通局長に梶野龍二氏就任
- 8月8日 新党「みんなの党」発足、代表に渡邊喜美氏就任
- 8月30日 第45回衆議院選挙で民主党圧勝
- 9月1日 消費者庁発足
- 9月16日 麻生内閣総辞職
- 9月16日 鳩山内閣発足
- 
- 9月27日 鳩山首相とオバマ米国大統領、ニューヨークで首脳会談
- 9月28日 自民党総裁に谷垣禎一氏就任
- 10月24日 鳩山首相の元秘書、資金管理団体の偽装献金問題で東京地検は2名を起訴
- 12月25日 政府、予算案を決定、一般会計総額92兆2,992億円で過去最大
- 3月24日 関東運輸局、特別区・武三地区交通圏の法人タクシー244社に対し初の特定事業計画申請を認定
- 3月26日 子ども手当法成立

社会

- 4月16日 米大リーグ、「イチロー外野手」日米通算3,086本の日本プロ野球記録を更新
- 6月6日 日本、2010年サッカーワールドカップ南アフリカ大会出場決定
- 6月25日 米国歌手「マイケル・ジャクソン」死去(50才)
- 7月26日 プロゴルフ米エビアン・マスターズで宮里藍米ツアー初優勝
- 7月29日 米マイクロソフトとヤフー業務提携
- 8月8日 女優酒井法子、覚醒剤所持容疑で逮捕
- 8月22日 46年ぶり皆既日食観測
- 8月22日 世界陸上選手権でジャマイカの「ウサイン・ボルト選手」3冠達成
- 8月24日 米大リーグ「松井稼頭央内野手」、日米通算2,000本安打達成
- 9月13日 イチロー、大リーグ通算2,000本安打及び9年連続200本安打を達成
- 10月2日 2016年夏季オリンピック開催都市にブラジルのリオネジャネイロに決定。東京は落選
- 10月16日 体操世界選手権(ロンドンで開催)男子個人総合で内村航平が個人総合優勝
- 11月10日 英国人女性「リンゼイ・アン・ホーカーさん」の死体遺棄容疑で指名手配中の「市橋達也容疑者」逮捕
- 11月17日 巨人7年ぶり21度目の優勝
- 11月26日 将棋界最高位第22期竜王戦で「渡邊明竜王」森内九段を破り6連覇
- 12月6日 男子プロゴルフ石川遼選手、史上最年少で賞金王
- 12月18日 ボクシング世界バンタム級王者「長谷川穂積」10連続防衛に成功
- 1月2日 全国のお交通事故死亡者数57年ぶり5,000人下回る
- 1月16日 トヨタ自動車、全世界で大規模リコールを実施
- 1月19日 日本航空、会社更生法の適用を申請
- 1月23日 民主党小沢幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地購入問題で石川議員と元私設秘書2名を政治資金規正法違反で逮捕
- 2月4日 横綱「朝青龍」引退
- 2月9日 ハイチで大地震発生、死者約23万人
- 2月12日 冬季オリンピックバンクーバー大会開幕、日本銀メダル3個銅メダル2個獲得
- 2月28日 南米チリでM8.8の大地震発生

TAXICABS IN TOKYO 2010





Taxicabs White Paper Series



資料編



資料編目次

Contents

◎事業者数・車両数	Establishments and the number of Taxi Cabs	
・東京のハイヤー・タクシー車両数		43
・東京のハイヤー・タクシー事業者数・車両数の推移		44
・都道府県別ハイヤー・タクシー事業者数及び車両数		46
◎輸送実績	Transportation	
・特別区・武三地区タクシー輸送実績		48
・多摩地区タクシー輸送実績		50
・特別区・武三地区ハイヤー輸送実績		52
・交通機関別輸送人員の推移(東京都区部)		54
・全国の交通機関別輸送人員の推移		54
◎労働力	Working force	
・タクシー運転者(男性)と全産業男性労働者の年間労働時間・賃金比較		56
◎税金	Tax	
・自動車関係諸税		58
◎運賃	Fare	
・東京のタクシー運賃料金の変遷		62
・東京のタクシー運賃の推移		69
・東京のハイヤー運賃		70
・交通機関別運賃の推移		71
◎事故	Traffic accident	
・事故発生件数の推移(第一当事者)		72

東京のハイヤー・タクシー車両数(平成21年3月31日現在)

関東運輸局調

○車両数

●法人タクシー 37,095両

会員車両数 33,810両
 会員外車両数 3,285両

●個人タクシー 17,944両

タクシー計 55,039両

●ハイヤー 4,069両

合計 59,108両

○事業者数 459社

会員事業者数 397社

会員外事業者数 62社

東京のハイヤー・タクシー事業者数・車両数の推移

項目 年度	特別区・武三地区				多摩地区	
	事業者数	車両数			事業者数	車両数
		タクシー	ハイヤー	計		
昭和53年度	280	21,284	5,929	27,213	69	2,582
54	276	21,663	5,620	27,283	69	2,587
55	272	21,721	5,582	27,303	69	2,592
56	265	21,808	5,534	27,342	70	2,597
57	260	21,826	5,538	27,364	70	2,613
58	256	21,876	5,491	27,367	70	2,613
59	256	21,962	5,407	27,369	70	2,635
60	254	22,049	5,322	27,371	69	2,654
61	254	22,275	5,321	27,596	68	2,685
62	252	22,291	5,443	27,734	71	2,752
63	252	22,303	5,422	27,725	72	2,789
平成元年度	253	22,359	5,670	28,029	73	2,831
2	253	22,360	5,883	28,243	73	2,902
3	254	24,172	6,426	30,598	75	2,954
4	238	26,148	6,352	32,500	72	3,101
5	237	26,113	6,401	32,514	70	3,119
6	234	25,394	5,965	31,359	70	3,137
7	233	25,163	5,570	30,733	71	3,130
8	231	25,346	5,376	30,722	72	3,151
9	231	25,878	5,404	31,282	72	3,176
10	240	26,961	5,204	32,165	74	3,272
11	252	27,734	4,719	32,453	75	3,378
12	254	27,851	4,540	32,391	79	3,408
13	252	28,262	4,395	32,657	81	3,423
14	257	28,539	4,180	32,719	85	3,539
15	258	29,045	3,894	32,939	68	3,446
16	271	29,663	3,880	33,543	71	3,519
17	291	30,819	3,883	34,702	71	3,520
18	317	31,948	3,931	35,879	71	3,572
19	334	32,958	4,090	37,048	72	3,687
20	352	33,866	4,125	37,991	73	3,711
21	366	33,473	4,069	37,542	74	3,530

(注)・関東運輸局一般乗用旅客自動車運送事業の事業者数、車両数調べによる。(各年4月1日現在)

島 地 区		法 人 計		個 人	総 合 計
事業者数	車 両 数	事業者数	車 両 数		
53	173	402	29,968	19,756	49,724
53	172	398	30,042	19,726	49,768
53	174	394	30,069	19,608	49,677
53	172	388	30,111	19,667	49,778
54	171	388	30,148	19,750	49,898
54	171	380	30,151	19,623	49,774
56	173	382	30,177	19,558	49,735
56	168	379	30,193	19,486	49,679
56	164	378	30,445	19,422	49,867
56	160	379	30,646	19,657	50,303
57	159	381	30,673	19,742	50,415
56	157	382	31,017	19,671	50,688
57	158	383	31,303	19,656	50,959
56	157	385	33,709	19,592	53,301
56	158	366	35,759	19,478	55,237
55	154	362	35,787	19,479	55,266
55	148	359	34,644	19,312	53,956
55	141	359	34,004	19,009	53,013
55	135	358	34,008	18,818	52,826
56	138	359	34,596	18,700	53,296
56	138	370	35,575	19,354	54,929
55	131	381	35,962	19,305	55,267
55	125	385	35,924	19,369	55,293
55	121	388	36,201	19,077	55,278
53	111	395	36,369	19,141	55,510
53	105	407	36,490	19,056	55,546
54	106	396	37,168	18,989	56,157
53	105	415	38,327	18,990	57,317
48	99	436	39,550	18,676	58,226
46	98	452	40,833	18,478	59,311
45	94	470	41,796	18,213	60,009
45	92	485	41,164	17,944	59,108

都道府県別ハイヤー・タクシー事業者数及び車両数(平成21年3月31日現在)

運輸局	都道府県	法人等		個人 (1人1車制)	合計	
		事業者数	車両数		事業者数	車両数
北海道	札幌	370	6,959	1,431	1,801	8,390
	旭川	95	1,383	214	309	1,597
	函館	72	1,114	107	179	1,221
	室蘭	68	790	64	132	854
	釧路	37	656	82	119	738
	帯広	46	563	73	119	636
	北見	59	445	26	85	471
	計	747	11,910	1,997	2,744	13,907
東北	青森	281	3,111	118	399	3,229
	岩手	196	2,491	91	287	2,582
	宮城	292	4,749	728	1,020	5,477
	福島	328	2,915	71	399	2,986
	秋田	135	1,626	78	213	1,703
	山形	120	1,424	97	217	1,521
	計	1,352	16,315	1,183	2,535	17,498
関東	茨城	443	3,358	0	443	3,358
	栃木	241	2,140	72	313	2,212
	群馬	203	2,009	7	210	2,016
	埼玉	526	6,654	207	733	6,861
	千葉	586	7,222	939	1,525	8,161
	東京	949	41,550	17,944	18,893	59,494
	神奈川	577	11,329	2,852	3,429	14,181
	山梨	141	1,143	0	141	1,143
	計	3,666	75,405	22,021	25,687	97,426
北陸信越	新潟	191	3,218	392	583	3,610
	長野	202	3,092	108	310	3,200
	富山	81	1,180	86	167	1,266
	石川	148	2,096	322	470	2,418
	計	622	9,586	908	1,530	10,494
中部	福井	104	1,014	150	254	1,164
	岐阜	112	2,532	161	273	2,693
	静岡	212	5,678	302	514	5,980
	愛知	379	9,944	1,064	1,443	11,008
	三重	197	1,584	9	206	1,593
	計	1,004	20,752	1,686	2,690	22,438

運輸局	都道府県	法人等		個人 (1人1車制)	合計	
		事業者数	車両数		事業者数	車両数
近畿	滋賀	92	1,332	40	132	1,372
	京都	151	7,236	2,550	2,701	9,786
	大阪	853	19,144	4,155	5,008	23,299
	兵庫	592	8,449	1,399	1,991	9,848
	奈良	253	1,282	15	268	1,297
	和歌山	147	1,784	90	237	1,874
	計	2,088	39,227	8,249	10,337	47,476
中国	鳥取	60	748	0	60	748
	島根	149	1,358	0	149	1,358
	岡山	275	3,552	255	530	3,807
	広島	527	6,140	1,350	1,877	7,490
	山口	183	2,591	137	320	2,728
	計	1,194	14,389	1,742	2,936	16,131
四国	徳島	116	1,235	67	183	1,302
	香川	96	1,620	150	246	1,770
	愛媛	193	2,379	255	448	2,634
	高知	149	1,470	204	353	1,674
	計	554	6,704	676	1,230	7,380
九州	福岡	440	11,319	2,582	3,022	13,901
	佐賀	76	1,282	67	143	1,349
	長崎	189	3,193	552	741	3,745
	熊本	225	3,818	488	713	4,306
	大分	129	2,503	184	313	2,687
	宮崎	86	2,322	96	182	2,418
	鹿児島	190	4,067	420	610	4,487
	計	1,335	28,504	4,389	5,724	32,893
沖縄		224	4,266	1,418	1,642	5,684
合計		12,786	227,058	44,269	57,055	271,327

(注) 車両数は、管理課「自動車保有車両数月報」による

特別区・武三地区タクシー輸送実績

項目 年度	事業用自動車		実働率 (%)	走行キロ		実車率 (%)
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)		実車キロ (キロメートル)	走行キロ (キロメートル)	
昭和54年度	7,708,108	7,137,609	92.6	1,193,100,350	2,236,382,737	53.3
55	7,797,016	7,244,928	92.9	1,183,523,506	2,261,291,113	52.3
56	7,834,722	7,363,008	94.0	1,175,939,557	2,284,401,681	51.5
57	7,847,021	7,472,593	95.2	1,200,102,622	2,343,803,056	51.2
58	7,894,348	7,577,063	96.0	1,245,224,143	2,410,462,435	51.7
59	7,907,381	7,628,788	96.5	1,235,332,461	2,436,493,767	50.7
60	7,984,678	7,693,561	96.4	1,262,356,577	2,463,703,172	51.2
61	8,015,897	7,720,648	96.3	1,296,110,727	2,506,690,495	51.7
62	8,081,138	7,752,481	95.9	1,370,559,147	2,560,025,353	53.5
63	8,197,679	7,728,051	94.3	1,413,378,892	2,574,623,466	54.9
平成元年度	8,426,262	7,730,051	91.7	1,427,558,757	2,564,024,706	55.7
2	8,857,327	7,812,347	88.2	1,397,770,377	2,524,166,069	55.4
3	9,083,937	7,847,021	86.4	1,399,846,914	2,537,363,228	55.2
4	9,127,661	7,987,404	87.5	1,287,130,399	2,470,973,018	52.1
5	9,055,295	8,104,168	89.5	1,232,125,620	2,466,561,197	50.0
6	8,927,540	8,123,244	90.9	1,240,553,150	2,509,505,632	49.4
7	8,964,633	8,133,357	90.7	1,206,470,891	2,490,349,812	48.4
8	9,046,319	8,139,378	90.0	1,196,703,626	2,496,389,251	47.9
9	9,246,297	8,046,792	87.0	1,162,436,904	2,456,907,127	47.3
10	9,585,425	8,326,792	86.9	1,102,334,554	2,444,418,587	45.1
11	9,562,907	8,353,057	87.3	1,070,224,997	2,412,308,594	44.4
12	9,586,756	8,289,227	86.5	1,073,601,680	2,398,446,596	44.8
13	9,668,192	8,277,267	85.6	1,050,961,648	2,370,403,636	44.3
14	9,936,898	8,417,116	84.7	1,029,033,363	2,348,170,763	43.8
15	10,151,720	8,575,308	84.5	1,022,572,710	2,354,626,865	43.4
16	10,345,062	8,633,930	83.5	1,031,226,264	2,352,279,931	43.8
17	10,708,138	8,720,334	81.4	1,067,522,820	2,381,228,831	44.8
18	10,951,340	8,701,031	79.5	1,095,822,275	2,403,097,429	45.6
19	11,222,247	8,775,795	78.2	1,086,795,352	2,389,381,358	45.5
20	11,349,261	8,915,959	78.6	963,240,597	2,291,823,411	42.0
21	10,950,290	8,936,482	81.6	853,074,660	2,176,380,311	39.2
21/4	920,952	754,575	81.9	73,234,316	187,125,424	39.1
5	949,850	738,967	77.8	68,201,319	179,329,905	38.0
6	918,742	752,998	82.0	72,897,523	185,105,095	39.4
7	947,778	780,761	82.4	77,372,868	192,013,682	40.3
8	949,542	739,565	77.9	67,361,913	175,575,008	38.4
9	909,032	735,763	80.9	66,570,927	174,827,607	38.1
10	911,137	766,311	84.1	72,621,948	185,594,409	39.1
11	882,075	725,669	82.3	68,556,479	175,162,337	39.1
12	913,838	775,560	84.9	80,194,063	195,305,649	41.1
22/1	912,972	722,114	79.1	65,936,835	174,213,953	37.8
2	823,604	685,730	83.3	65,002,783	166,194,982	39.1
3	910,768	758,469	83.3	75,123,686	185,932,260	40.4

(注)平成元年度以降の運送収入は、消費税込みである。

延実在車両数=実在日数×事業用車両数

実働率=延実働車両数／延実在車両数×100

延実働車両数=実働日数×事業用車両数

実車率=実車キロ／走行キロ×100

輸 送 回 数 (回)	輸 送 人 員 (人)	運 送 収 入 (千円)	実働車 1 日 1 車 当り			1 車 1 回 当り実車 キロ (キロメートル)
			走行キロ (キロメートル)	輸送回数 (回)	運送収入 (円)	
277,091,227	415,103,857	260,214,611	313.3	38.8	36,457	4.3
274,899,701	410,711,082	274,359,761	312.1	37.9	37,869	4.3
270,849,936	403,253,703	295,143,850	310.3	36.8	40,085	4.3
274,421,926	409,064,680	317,431,590	313.7	36.7	42,479	4.4
281,845,422	418,203,075	332,515,973	318.1	37.2	43,885	4.4
278,659,265	410,883,605	356,599,965	319.4	36.5	46,744	4.4
283,961,103	417,335,007	365,796,509	320.2	36.9	47,546	4.4
290,378,257	426,346,475	375,122,879	324.7	37.6	48,587	4.5
297,731,874	438,025,937	395,300,010	330.2	38.4	50,990	4.6
293,177,017	431,591,946	405,845,138	333.2	37.9	52,516	4.8
282,314,465	415,364,553	419,907,041	331.7	36.5	54,321	5.1
266,400,889	392,404,349	441,798,431	323.1	34.1	56,551	5.2
264,270,081	387,679,693	445,910,050	323.4	33.7	56,825	5.3
254,163,873	368,950,019	452,092,763	309.4	31.8	56,601	5.1
255,652,169	370,176,078	442,113,343	304.4	31.5	54,554	4.8
262,646,882	379,287,432	447,245,027	308.9	32.3	55,057	4.7
258,991,511	368,429,981	471,327,446	306.2	31.8	57,950	4.7
258,949,480	366,869,849	469,161,118	306.7	31.8	57,641	4.6
255,984,010	361,814,495	464,240,900	305.3	31.8	57,693	4.5
251,991,333	354,470,676	442,266,836	293.6	30.3	53,114	4.4
248,005,034	347,820,185	430,880,885	288.8	29.7	51,584	4.3
251,116,110	350,889,906	433,310,901	289.3	30.3	52,274	4.3
248,335,480	346,787,017	425,020,816	286.4	30.0	51,348	4.2
247,264,463	346,509,071	416,434,152	279.0	29.4	49,475	4.2
247,780,917	345,361,913	414,247,268	274.6	28.9	48,307	4.1
251,113,449	348,391,811	416,921,678	272.4	29.1	48,289	4.1
259,360,608	357,687,144	431,634,517	273.1	29.7	49,497	4.1
264,927,434	365,325,242	440,306,598	276.2	30.4	50,604	4.1
260,863,751	354,730,299	445,304,907	272.3	29.4	50,742	4.2
235,502,805	312,318,115	413,103,093	257.0	26.4	46,333	4.1
214,577,810	283,796,557	367,719,550	243.5	24.0	41,148	4.0
18,132,984	23,997,645	31,419,061	248.0	24.0	41,638	4.0
17,321,129	22,985,386	29,313,454	242.7	23.4	39,668	3.9
18,222,358	23,977,323	31,343,629	245.8	24.2	41,625	4.0
19,440,718	25,662,115	33,418,112	245.9	24.9	42,802	4.0
17,337,604	23,066,129	29,060,827	237.4	23.4	39,295	3.9
16,702,594	22,047,413	28,643,599	237.6	22.7	38,931	4.0
18,302,339	24,105,588	31,300,675	242.2	23.9	40,846	4.0
17,351,312	22,969,446	29,604,613	241.4	23.9	40,796	4.0
19,684,343	26,079,154	34,738,416	251.8	25.4	44,791	4.1
16,698,867	22,247,553	28,296,280	241.3	23.1	39,185	4.0
16,483,708	21,662,850	28,047,898	242.4	24.0	40,902	3.9
18,899,854	24,995,955	32,532,986	245.1	24.9	42,893	4.0

実働車 1 日 1 車 当り 走行キロ (運送収入) = 走行キロ (運送収入) / 延実働車両数
 1 車 1 回 当り 実車 キロ = 実車 キロ / 輸送回数

多摩地区タクシー輸送実績

項目 年度	事業用自動車		実働率 (%)	走行キロ		実車率 (%)
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)		実車キロ (キロメートル)	走行キロ (キロメートル)	
昭和54年度	945,425	846,256	89.5	124,567,725	236,374,410	52.7
55	946,615	852,230	90.0	123,397,759	236,613,057	52.2
56	952,581	869,161	91.2	127,275,991	240,217,964	53.0
57	953,745	884,237	92.7	131,931,963	242,176,747	54.5
58	960,802	901,253	93.8	137,927,265	251,870,742	54.8
59	964,216	908,156	94.2	135,656,896	250,317,348	54.2
60	976,189	926,568	94.9	140,980,535	258,658,065	54.5
61	990,542	943,318	95.2	146,536,591	267,888,519	54.7
62	1,009,307	959,405	95.1	156,069,145	282,542,200	55.2
63	1,020,020	960,813	94.2	161,442,478	289,740,104	55.7
平成元年度	1,038,149	959,145	92.4	163,439,658	291,205,586	56.1
2	1,072,868	953,894	88.9	158,509,082	283,768,815	55.9
3	1,102,252	953,190	86.5	156,226,056	279,988,017	55.8
4	1,113,442	976,732	87.7	145,657,237	267,507,741	54.4
5	1,119,698	1,005,592	89.8	142,014,694	265,333,089	53.5
6	1,120,668	1,020,081	91.0	142,657,066	268,442,111	53.1
7	1,126,768	1,026,304	91.1	138,908,197	264,396,833	52.5
8	1,128,452	1,028,144	91.1	137,632,812	263,693,062	52.2
9	1,139,558	1,024,989	89.9	133,582,273	258,333,449	51.7
10	1,174,968	1,066,007	90.7	127,790,614	252,328,764	50.6
11	1,213,042	1,100,980	90.8	125,181,896	251,324,956	49.8
12	1,215,074	1,089,014	89.6	125,469,650	251,178,426	50.0
13	1,223,165	1,088,006	89.0	122,885,940	247,841,012	49.6
14	1,276,276	1,115,354	87.4	123,469,343	250,268,325	49.3
15	1,301,238	1,139,506	87.6	123,853,912	252,848,198	49.0
16	1,312,468	1,148,611	87.5	124,350,985	254,406,730	48.9
17	1,330,723	1,147,060	86.2	126,919,347	258,744,376	49.1
18	1,332,425	1,134,530	85.1	128,042,345	259,827,490	49.3
19	1,336,803	1,120,235	83.8	124,863,955	253,126,293	49.3
20	1,330,215	1,113,895	83.7	112,746,999	232,702,800	48.5
21	1,284,871	1,108,782	86.3	102,783,907	215,768,230	47.6
21/4	107,938	92,759	85.9	8,639,672	18,124,466	47.7
5	111,499	93,450	83.8	8,370,368	17,707,171	47.3
6	107,764	93,120	86.4	8,524,501	17,956,076	47.5
7	111,242	96,396	86.7	9,169,803	19,161,691	47.9
8	111,212	93,030	83.7	8,239,449	17,435,523	47.3
9	107,285	91,549	85.3	7,896,678	16,768,652	47.1
10	107,074	95,158	88.9	8,641,950	18,203,414	47.5
11	103,620	90,453	87.3	8,254,739	17,380,699	47.5
12	107,049	94,574	88.3	9,874,746	20,277,611	48.7
22/1	106,986	90,262	84.4	8,196,034	17,294,089	47.4
2	96,463	84,653	87.8	7,894,908	16,551,658	47.7
3	106,739	93,378	87.5	9,081,059	18,907,180	48.0

(注)平成元年度以降の運送収入は、消費税込みである。56年11月より迎車回送制度の改定によって、迎車回送距離が実車キロの扱いとなり実車率の水準が異なっている。
延実在車両数=実在日数×事業用車両数 実働率=延実働車両数／延実在車両数×100
延実働車両数=実働日数×事業用車両数 実車率=実車キロ／走行キロ×100

輸 送 回 数 (回)	輸 送 人 員 (人)	運 送 収 入 (千円)	実働車 1 日 1 車 当り			1 車 1 回 当り実車 キロ (キロメートル)
			走行キロ (キロメートル)	輸送回数 (回)	運送収入 (円)	
31,331,888	43,942,578	27,487,339	279.3	37.0	32,481	4.0
31,066,698	43,337,695	29,053,074	277.6	36.5	34,091	4.0
31,241,291	43,589,145	30,875,572	276.4	35.9	35,523	4.1
31,258,000	43,561,157	33,275,438	273.9	35.4	37,632	4.2
31,655,302	45,444,228	35,049,753	279.5	36.2	38,890	4.2
32,540,334	45,207,033	37,374,391	275.6	35.8	41,154	4.2
34,006,232	47,115,975	38,913,561	279.2	36.7	41,998	4.1
35,646,490	49,169,361	40,449,833	284.0	37.8	42,880	4.1
37,470,424	51,547,473	43,058,991	294.5	39.1	44,881	4.2
38,021,166	52,108,895	44,761,227	301.6	39.6	46,587	4.3
37,675,107	51,419,891	46,739,050	303.6	39.3	48,730	4.3
36,035,178	49,122,911	49,093,825	297.5	37.8	51,467	4.4
35,725,413	48,446,415	49,445,068	293.7	37.5	51,873	4.4
34,604,307	46,693,550	50,447,177	273.9	35.4	51,649	4.2
35,288,373	47,256,548	50,040,461	263.9	35.1	49,762	4.0
36,143,228	48,209,600	50,580,871	263.2	35.4	49,580	3.9
35,671,662	47,348,276	52,970,190	257.6	34.8	51,613	3.9
35,885,267	47,401,612	52,530,803	256.5	34.9	51,093	3.8
35,652,123	47,078,936	52,030,427	252.0	34.8	50,762	3.8
35,265,918	46,250,257	50,010,367	236.7	33.1	46,914	3.6
34,974,066	45,854,638	49,086,576	228.3	31.8	44,584	3.6
35,622,324	46,519,138	49,372,324	230.6	32.7	45,337	3.5
35,361,979	46,245,100	48,522,201	227.8	32.5	44,597	3.5
35,930,381	47,212,788	48,743,189	224.4	32.2	43,702	3.4
36,115,328	47,789,889	48,985,279	221.9	31.7	42,988	3.4
36,471,124	48,211,932	49,080,382	221.5	31.8	42,730	3.4
37,287,492	49,312,077	50,069,857	225.6	32.5	43,651	3.4
37,471,613	49,133,727	50,395,953	229.0	33.0	44,420	3.4
36,525,637	47,618,200	50,108,249	226.0	32.6	44,730	3.4
33,279,762	42,946,529	47,173,933	208.9	29.9	42,350	3.4
30,780,737	39,750,149	43,246,614	194.6	27.8	39,004	3.3
2,572,834	3,319,601	3,627,912	195.4	27.7	39,111	3.4
2,518,426	3,271,375	3,513,080	189.5	26.9	37,593	3.3
2,544,944	3,260,089	3,578,166	192.8	27.3	38,425	3.4
2,757,248	3,573,906	3,860,838	198.8	28.6	40,052	3.3
2,500,075	3,278,796	3,462,085	187.4	26.9	37,215	3.3
2,361,699	3,072,084	3,315,275	183.2	25.8	36,213	3.3
2,589,477	3,331,641	3,624,216	191.3	27.2	38,086	3.3
2,487,687	3,203,222	3,472,434	192.2	27.5	38,389	3.3
2,866,294	3,704,483	4,193,607	214.4	30.3	44,342	3.5
2,441,480	3,166,210	3,430,719	191.6	27.0	38,009	3.4
2,391,959	3,040,121	3,326,559	195.5	28.3	39,296	3.3
2,748,614	3,528,621	3,841,723	202.5	29.4	41,142	3.3

実働車 1 日 1 車 当り 走行キロ (運送収入) = 走行キロ (運送収入) / 延実働車両数
 1 車 1 回 当り 実車 キロ = 実車 キロ / 輸送回数

特別区・武三地区ハイヤー輸送実績

項目 年度	事業用自動車		実働率 (%)	走行キロ		実車率 (%)
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)		実車キロ (キロメートル)	走行キロ (キロメートル)	
昭和54年度	1,970,009	1,553,346	78.8	175,141,273	279,280,378	62.7
55	1,980,344	1,570,815	79.3	177,515,961	283,461,520	62.6
56	1,980,146	1,580,138	79.8	267,439,055	278,829,412	95.9
57	1,973,027	1,583,563	80.3	260,862,805	270,204,129	96.5
58	1,953,643	1,565,709	80.1	256,170,019	265,265,242	96.6
59	1,914,003	1,556,737	81.3	256,790,677	265,235,100	96.8
60	1,899,722	1,561,137	82.2	257,114,687	265,326,174	96.9
61	1,934,443	1,589,001	82.1	250,773,424	261,773,607	95.8
62	1,944,704	1,591,544	81.8	261,084,351	273,008,742	95.6
63	1,983,310	1,623,419	81.9	269,990,935	281,880,164	95.8
平成元年度	2,067,226	1,658,212	80.2	286,974,143	298,852,756	96.0
2	2,200,489	1,715,770	78.0	288,022,310	300,108,382	96.0
3	2,323,225	1,760,088	75.8	280,790,403	293,854,403	95.6
4	2,323,764	1,725,728	74.3	244,831,954	257,331,845	95.1
5	2,259,159	1,626,445	72.0	218,760,495	229,794,219	95.2
6	2,059,797	1,470,061	71.4	207,240,045	213,506,796	97.1
7	2,002,145	1,409,261	70.4	209,518,718	215,389,484	97.3
8	1,966,869	1,378,487	70.1	130,976,867	203,854,904	64.3
9	1,930,859	1,345,862	69.7	127,393,440	197,985,958	64.3
10	1,807,936	1,266,152	70.0	113,389,692	177,012,576	64.1
11	1,684,385	1,156,084	68.6	102,263,303	165,084,948	61.9
12	1,602,740	1,087,568	67.9	97,881,220	157,065,552	62.3
13	1,535,249	1,050,009	68.4	93,129,888	147,281,511	63.2
14	1,442,591	977,150	67.7	89,256,638	140,263,897	63.6
15	1,396,030	932,726	66.8	85,767,544	134,115,815	64.0
16	1,390,531	920,801	66.2	85,382,009	133,569,514	63.9
17	1,392,699	919,312	66.0	86,223,061	135,209,983	63.8
18	1,408,455	935,732	66.4	88,002,877	138,727,214	63.4
19	1,424,074	939,742	66.0	89,290,385	141,197,290	63.2
20	1,405,360	918,879	65.4	82,530,569	131,085,488	63.0
21	1,322,851	829,279	62.7	71,430,343	113,220,185	63.1
21/4	112,629	75,276	66.8	6,392,797	10,105,644	63.3
5	112,679	68,234	60.6	5,933,923	9,427,331	62.9
6	108,470	74,340	68.5	6,336,306	10,039,634	63.1
7	112,141	73,470	65.5	6,255,252	9,954,529	62.8
8	112,004	64,552	57.6	5,442,400	8,672,626	62.8
9	108,127	65,282	60.4	5,718,056	9,077,619	63.0
10	112,723	73,356	65.1	6,592,073	10,410,716	63.3
11	108,570	68,336	62.9	6,096,400	9,683,784	63.0
12	111,819	67,937	60.8	5,935,588	9,370,927	63.3
22/1	111,777	65,663	58.7	5,608,369	8,838,671	63.5
2	100,727	61,597	61.2	5,006,333	8,011,158	62.5
3	111,185	71,236	64.1	6,112,846	9,627,546	63.5

(注)平成元年度以降の運送収入は、消費税込みである。昭和56年度から平成7年度までは「実車キロ＝出庫から帰庫までの区間」となっているため実車率の水準が異なる。

延実在車両数＝実在日数×事業用車両数

実働率＝延実働車両数／延実在車両数×100

延実働車両数＝実働日数×事業用車両数

実車率＝実車キロ／走行キロ×100

輸 送 回 数 (回)	輸 送 人 員 (人)	運 送 収 入 (千円)	実働車 1 日 1 車 当り			1 車 1 回 当り実車 キロ (キロメートル)
			走行キロ (キロメートル)	輸送回数 (回)	運送収入 (円)	
5,625,513	10,892,915	60,382,393	179.8	3.6	38,872	31.1
5,633,335	11,063,503	66,178,904	180.5	3.6	42,130	31.5
5,325,643	10,093,673	71,127,612	176.5	3.4	45,014	50.2
5,043,005	9,626,563	71,895,970	170.6	3.2	45,401	51.7
4,903,044	9,367,945	72,336,312	169.4	3.1	46,200	52.2
4,794,802	9,058,628	76,014,039	170.4	3.1	48,829	53.6
4,663,270	8,907,630	79,596,932	170.0	3.0	50,987	55.1
4,582,087	8,677,756	80,803,111	164.7	2.9	50,852	54.7
4,638,309	8,832,535	86,317,025	171.5	2.9	54,235	56.3
4,596,125	8,665,047	96,648,033	173.6	2.8	59,534	58.7
4,713,156	8,850,967	110,845,807	180.2	2.8	66,847	60.9
4,642,470	8,262,218	123,026,349	174.9	2.7	71,703	62.0
4,510,993	7,816,372	129,240,559	167.0	2.6	73,428	62.2
3,937,846	6,834,051	116,418,937	149.1	2.3	67,461	62.2
3,499,795	6,068,621	103,152,217	141.3	2.2	63,422	62.5
3,219,936	5,593,893	96,061,556	145.2	2.2	65,345	64.4
3,169,824	5,507,705	95,631,255	152.8	2.2	67,859	66.1
2,992,900	5,257,358	89,989,786	147.9	2.2	65,282	43.8
2,884,103	5,266,334	88,097,173	147.1	2.1	65,458	44.2
2,616,547	4,823,018	77,768,866	139.8	2.1	61,421	43.3
2,467,874	4,573,047	70,505,009	142.8	2.1	60,986	41.4
2,330,040	3,891,848	61,179,661	144.4	2.1	56,254	42.0
2,212,964	3,460,684	54,859,046	140.3	2.1	52,246	42.1
2,126,274	3,260,429	50,389,184	143.5	2.2	51,568	42.0
2,018,464	3,188,206	47,526,372	143.8	2.2	50,954	42.5
1,980,999	3,175,354	47,552,634	145.1	2.2	51,643	43.1
1,990,391	3,218,015	47,627,561	147.1	2.2	51,808	43.3
2,031,837	3,268,619	48,656,317	148.3	2.2	51,998	43.3
2,047,556	3,234,024	49,432,991	150.3	2.2	52,603	43.6
1,879,029	2,883,084	45,890,121	142.7	2.0	49,941	43.9
1,678,834	2,543,122	38,804,554	136.5	2.0	46,793	42.5
147,623	227,074	3,500,717	134.2	2.0	46,505	43.3
138,376	212,519	3,205,592	138.2	2.0	46,979	42.9
149,178	225,172	3,497,230	135.1	2.0	47,044	42.5
147,504	225,236	3,419,125	135.5	2.0	46,538	42.4
128,145	194,778	2,889,068	134.4	2.0	44,756	42.5
134,206	201,628	3,089,172	139.1	2.1	47,320	42.6
150,236	227,328	3,488,739	141.9	2.0	47,559	43.9
139,615	211,059	3,281,699	141.7	2.0	48,023	43.7
139,345	209,945	3,262,074	137.9	2.1	48,016	42.6
134,675	202,607	3,085,802	134.6	2.1	46,995	41.6
124,821	186,960	2,788,934	130.1	2.0	45,277	40.1
145,110	218,816	3,296,402	135.2	2.0	46,274	42.1

実働車 1 日 1 車 当り 走行キロ (運送収入) = 走行キロ (運送収入) / 延実働車両数
 1 車 1 回 当り 実車 キロ = 実車 キロ / 輸送回数

交通機関別輸送人員の推移(東京都区部)

機 関 別 輸 送 人 員 年 度	J R			私 鉄			地 下 鉄		
	年 間 (千人)	1日平均 (千人)	指 数	年 間 (千人)	1日平均 (千人)	指 数	年 間 (千人)	1日平均 (千人)	指 数
昭和50年度	2,787,949	7,638	100	2,277,314	6,239	100	1,749,339	4,793	100
平成元年度	3,119,219	8,546	112	2,789,589	7,643	123	2,596,183	7,113	148
5	3,444,239	9,436	124	2,915,902	7,989	128	2,688,536	7,366	154
6	3,468,677	9,503	124	2,897,611	7,939	127	2,659,312	7,286	152
7	3,555,389	9,740	128	2,885,281	7,905	127	2,623,080	7,187	150
8	3,593,897	9,846	129	2,890,456	7,919	127	2,541,022	6,962	145
9	3,531,238	9,674	127	2,857,790	7,830	126	2,529,228	6,929	145
10	3,494,525	9,574	125	2,828,966	7,751	124	2,545,472	6,974	145
11	3,493,059	9,570	125	2,818,409	7,722	124	2,495,116	6,836	143
12	3,476,238	9,524	125	2,831,498	7,758	124	2,602,309	7,130	149
13	3,473,641	9,517	125	2,728,691	7,476	120	2,632,181	7,211	150
14	3,493,188	9,570	125	2,622,488	7,185	115	2,645,816	7,249	151
15	3,532,761	9,679	128	2,622,218	7,184	115	2,788,510	7,640	159
16	3,528,740	9,668	127	2,660,057	7,288	118	2,782,001	7,622	159
17	3,563,073	9,762	128	3,033,276	8,310	133	2,839,352	7,779	162
18	3,621,098	9,921	130	2,723,699	7,462	120	2,916,517	7,990	167

全国の交通機関別輸送人員の推移

(鉄道旅客輸送人員)

年 度	輸 送 人 員		
	合 計	J R	
		計	普 通
昭和50年度	17,587,925	7,048,013	2,557,703
平成元年度	21,210,767	7,979,882	2,881,871
5	22,759,159	8,906,301	3,263,496
6	22,597,951	8,883,699	3,226,028
7	22,630,439	8,982,284	3,284,437
8	22,593,304	8,997,037	3,315,960
9	22,197,784	8,858,609	3,269,585
10	22,013,767	8,764,495	3,254,025
11	21,750,275	8,717,512	3,262,074
12	21,646,751	8,670,971	3,259,053
13	21,720,088	8,650,246	3,279,002
14	21,561,067	8,585,455	3,266,800
15	21,757,564	8,641,879	3,308,540
16	21,686,454	8,618,243	3,284,987
17	21,963,020	8,683,062	3,330,585
18	22,243,453	8,778,178	3,372,278
19	22,840,798	8,988,040	3,483,820

(注)1. 定期とは、通勤通学定期乗車券で一定区間を往復する旅客をいう。 2. 普通とは、定期以外の旅客をいう。

(自動車旅客輸送人員)

年 度	合 計	バ ス		
		計	営 業 用	
			小 計	乗 合
昭和50年度	28,411,450	10,730,770	9,293,477	9,118,868
平成元年度	42,171,830	8,571,890	6,798,444	6,552,089
5	44,273,368	8,224,853	6,443,499	6,195,844
6	44,661,960	7,835,945	6,186,625	5,938,505
7	45,395,856	7,619,016	6,005,172	5,756,231
8	45,248,223	7,492,001	5,847,452	5,599,617
9	45,862,005	7,350,681	5,647,232	5,399,848
10	45,500,888	7,047,203	5,419,377	5,171,516
11	45,315,828	6,864,127	5,188,744	4,937,130
12	45,573,337	6,635,255	5,057,754	4,803,040
13	46,517,317	6,489,964	4,893,968	4,633,010
14	46,791,792	6,286,093	4,775,021	4,502,726
15	46,434,422	6,191,302	4,726,234	4,447,859
16	45,797,768	5,995,303	4,626,048	4,335,453
17	45,464,149	5,888,754	4,545,417	4,243,854
18	44,688,271	5,909,240	4,537,685	4,241,284
19	44,725,589	5,963,212	4,560,146	4,264,106

(注)軽自動車による輸送は含まない。

機 関 別 輸 送 人 員 年 度	路 面 電 車			バ ス			ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー		
	年 間 (千人)	1 日 平 均 (千人)	指 数	年 間 (千人)	1 日 平 均 (千人)	指 数	年 間 (千人)	1 日 平 均 (千人)	指 数
昭和50年度	49,418	135	100	901,413	2,470	100	504,261	1,382	100
平成元年度	43,388	119	88	673,032	1,844	75	584,156	1,600	115
5	43,025	118	87	667,168	1,828	74	485,032	1,329	96
6	41,414	113	83	646,687	1,772	72	495,690	1,358	98
7	40,075	110	81	652,251	1,787	72	480,102	1,315	95
8	39,927	109	81	633,051	1,734	70	475,586	1,303	94
9	40,198	110	81	604,801	1,657	67	469,233	1,286	93
10	39,662	109	81	608,740	1,668	68	462,091	1,266	92
11	39,108	107	79	528,423	1,444	58	460,663	1,262	91
12	38,950	107	79	595,674	1,632	66	463,750	1,271	92
13	39,020	107	79	557,613	1,528	62	458,204	1,255	91
14	39,850	109	81	549,972	1,507	61	457,572	1,254	91
15	39,717	109	80	545,110	1,493	60	459,212	1,258	91
16	39,429	108	80	537,869	1,474	60	460,813	1,263	91
17	39,560	108	80	526,872	1,443	58	472,783	1,295	94
18	39,349	108	80	529,765	1,451	59	479,864	1,315	95

資料：都市交通年報

(単位：千人)

輸 送 人 員			
J R	私 鉄		
定 期	計	普 通	定 期
4,490,310	10,539,912	3,848,812	6,691,100
5,098,011	13,230,885	4,967,102	8,263,783
5,642,805	13,852,858	5,364,159	8,488,699
5,657,671	13,714,252	5,367,210	8,347,041
5,697,847	13,648,155	5,365,819	8,282,336
5,681,077	13,596,267	5,444,921	8,151,346
5,589,024	13,339,175	5,345,729	7,993,446
5,510,470	13,249,272	5,379,118	7,870,154
5,455,438	13,032,763	5,403,827	7,628,935
5,411,918	12,975,780	5,453,292	7,522,489
5,371,244	13,069,842	5,615,558	7,454,281
5,318,655	12,975,612	5,626,863	7,348,751
5,333,339	13,115,685	5,783,894	7,331,789
5,333,256	13,068,211	5,738,999	7,329,212
5,352,477	13,279,958	5,893,777	7,386,181
5,405,900	13,465,275	5,988,221	7,477,054
5,504,220	13,852,757	6,201,171	7,651,586

資料：交通経済統計要覧

(単位：千人)

バ ス		乗 用 車		
営 業 用	自 家 用	計	営 業 用	自 家 用
貸 切			営 業 用	
174,609	1,437,293	17,680,680	3,220,221	14,460,459
246,355	1,773,446	33,599,940	3,300,500	30,299,440
247,655	1,781,354	36,048,515	2,921,600	33,126,915
248,120	1,649,320	36,826,015	2,821,934	34,004,081
248,941	1,613,844	37,776,840	2,758,386	35,018,454
247,835	1,644,549	37,756,222	2,684,353	35,071,869
247,384	1,703,449	38,511,324	2,641,960	35,869,364
247,861	1,627,826	38,453,685	2,514,790	35,938,895
251,614	1,675,383	38,451,701	2,465,979	35,985,722
254,714	1,577,501	38,938,082	2,433,069	36,505,013
260,958	1,595,996	40,027,353	2,343,721	37,683,632
272,295	1,511,072	40,505,699	2,366,320	38,139,379
278,375	1,465,068	40,243,120	2,351,547	37,891,573
290,595	1,369,255	39,802,465	2,243,855	37,558,610
301,563	1,343,337	39,575,395	2,217,361	37,358,034
296,401	1,371,555	38,779,031	2,208,933	36,570,098
296,040	1,403,066	38,762,377	2,137,352	36,625,025

資料：交通経済統計要覧

タクシー運転者(男性)と全産業男性労働者の 年間労働時間・賃金比較(平成21年)

県 名	月 間 労 働 時 間			給 与	
	タクシー 運転者①	全産業男性 労働者②	格差 ①－②	タクシー運転者 年間推計額③	全産業男性労働者 年間推計額④
北海道	202	184	18	2,055,600	4,506,300
青 森	207	182	25	2,152,000	3,761,200
岩 手	212	180	32	1,937,200	4,094,200
宮 城	190	177	13	2,372,000	4,690,500
秋 田	190	180	10	1,952,400	4,066,800
山 形	230	181	49	2,522,100	4,074,400
福 島	193	180	13	1,886,700	4,388,800
茨 城	164	176	-12	1,624,800	5,319,300
栃 木	176	177	-1	2,255,600	5,112,800
群 馬	213	180	33	2,361,400	4,853,200
埼 玉	188	180	8	2,877,400	5,145,800
千 葉	186	179	7	2,983,700	5,148,000
東 京	219	175	44	3,652,700	6,613,500
神奈川	200	176	24	3,077,700	5,723,900
山 梨	179	178	1	2,374,500	4,841,400
新 潟	203	180	23	2,532,300	4,468,100
富 山	187	178	9	2,054,900	4,684,600
石 川	170	177	-7	2,415,000	4,688,400
長 野	193	178	15	2,589,600	4,763,900
福 井	188	181	7	1,986,900	4,699,800
岐 阜	205	180	25	2,959,000	4,794,000
静 岡	197	177	20	2,791,600	5,085,400
愛 知	201	181	20	4,031,000	5,757,500
三 重	213	179	34	2,594,500	5,221,400
滋 賀	178	178	0	1,937,800	5,127,500
京 都	224	176	48	2,333,700	5,310,900
大 阪	183	177	6	2,957,400	5,692,400
兵 庫	196	176	20	3,311,900	5,300,000
奈 良	208	183	25	2,997,800	5,166,700
和歌山	180	182	-2	2,491,800	5,115,300
鳥 取	177	180	-3	1,852,900	4,020,900
島 根	209	181	28	2,294,400	4,176,900
岡 山	184	180	4	2,656,200	4,850,500
広 島	191	180	11	2,565,000	4,849,700
山 口	198	180	18	2,313,300	4,705,500
徳 島	222	179	43	2,420,500	4,695,400
香 川	213	181	32	2,731,600	4,772,500
愛 媛	197	182	15	2,430,800	4,586,900
高 知	190	181	9	1,824,800	4,268,800
福 岡	200	180	20	2,299,200	4,874,800
佐 賀	200	184	16	2,382,100	4,504,200
長 崎	216	185	31	2,356,900	4,544,300
熊 本	204	185	19	2,182,500	4,169,500
大 分	192	179	13	1,960,300	4,419,900
宮 崎	200	181	19	1,622,100	4,183,300
鹿児島	211	185	26	2,439,400	4,191,300
沖 縄	173	184	-11	1,754,100	3,639,300

全 国	202	178	24	2,807,500	5,298,200
対前年 増 減	3 1.49%	-5 -2.81%	8 33.33%	-455,700 -16.23%	-205,700 -3.88%

[賃金 単位：円]

給 与		
格差④－③	対前年増減	平成 20 年格差
2,450,700	-299,400	2,750,100
1,609,200	-498,100	2,107,300
2,157,000	-161,600	2,318,600
2,318,500	227,200	2,091,300
2,114,400	-97,800	2,212,200
1,552,300	-66,300	1,618,600
2,452,100	-345,500	2,797,600
3,694,500	1,147,700	2,546,800
2,857,200	928,000	1,929,200
2,491,800	9,100	2,482,700
2,268,400	495,400	1,773,000
2,164,300	-350,900	2,515,200
2,960,800	629,400	2,331,400
2,646,200	60,100	2,586,100
2,466,900	-50,600	2,517,500
1,935,800	18,700	1,917,100
2,629,700	1,613,300	1,016,400
2,273,400	-217,300	2,490,700
2,174,300	184,100	1,990,200
2,712,900	184,800	2,528,100
1,835,000	154,800	1,680,200
2,293,800	61,300	2,232,500
1,726,500	-755,600	2,482,100
2,626,900	-	-
3,189,700	-	-
2,977,200	512,200	2,465,000
2,735,000	306,800	2,428,200
1,988,100	-922,000	2,910,100
2,168,900	-140,300	2,309,200
2,623,500	263,600	2,359,900
2,168,000	128,300	2,039,700
1,882,500	136,800	1,745,700
2,194,300	280,600	1,913,700
2,284,700	14,300	2,270,400
2,392,200	154,000	2,238,200
2,274,900	-261,500	2,536,400
2,040,900	-727,800	2,768,700
2,156,100	-4,000	2,160,100
2,444,000	233,900	2,210,100
2,575,600	980,200	1,595,400
2,122,100	120,000	2,002,100
2,187,400	24,200	2,163,200
1,987,000	-288,400	2,275,400
2,459,600	269,400	2,190,200
2,561,200	473,000	2,088,200
1,751,900	-580,500	2,332,400
1,885,200	170,700	1,714,500

2,490,700	250,700	2,240,000
250,000		
10.04%		

資料：厚生労働省・賃金構造総計調査

自動車関係諸税

種 類		課税物件	税 率	税 収 の 使 途
国 税	揮発油税	揮発油	1キロリットル 48,600円*(本則24,300円)	形式的には、国の一般財源であるが、道路整備緊急措置法に基づき全額国の道路特定財源とされている。 *は、平成30.3.31までの暫定税率
	地方道路税	揮発油	1キロリットル 5,200円*(本則4,400円)	都道府県及び市町村の道路財源として全額譲与 *は、平成30.3.31までの暫定税率
	石油ガス税	自動車用石油ガス	1キログラム 17.50円(概ね1ℓにつき9.80円)	1/2は国の都道特定財源、1/2は都道府県及び指定市の道路整備財源として譲与
	石油石炭税	輸入液化石油ガス及び液化天然ガス、原油及び石油製品、ガス状炭化水素(石油ガス:LPG及び天然ガス:LNG)並びに石炭	1トン 1,080円	平成19.4.1より本則税率となった。
	消費税	普通乗用自動車	販売価格の5% (平成9年4月1日より税率変更)	国の一般財源
	自動車重量税*	乗用車、トラック、バス等	(自家用) (営業用) (本則) (1)乗用車 車両重量 { 0.5t以下 年額6,300円 2,800円 2,500円 0.5tをこえる ～0.5tごとに 年額6,300円 2,800円 2,500円 (2)乗用車以外 車両総重量 { 1.0t以下 年額6,300円 2,800円 2,500円 1.0tをこえる ～1.0tごとに 年額6,300円 2,800円 2,500円 ただし、車両総重量2.5t以下の貨物自動車については、車両総重量 { 1.0t以下 年額4,400円 2,800円 2,500円 1.0tをこえる 1.0t又はその 端数ごとに 年額4,400円 2,800円 2,500円 (3)小型二輪車 年額2,500円 1,700円 1,500円 (4)検査対象軽自動車 年額4,400円 2,800円 2,500円 (5)検査対象外軽自動車 イ.二輪 届出時 6,300円 4,500円 4,000円 ロ.その他 届出時13,200円 8,400円 7,500円	2/3は国の一般財源 1/3は市町村の道路特定財源として譲与 *は、平成30.4.30までの暫定税率 〔特例措置〕 ・営業用車の特例 (自家用車の1/2.25) (租税特別措置法第90条の11) ・自動車重量税の時限的減免(租税特別措置法第90条の12) ・自動車リサイクル法に基づく manifests により適正に解体処理されたことが道路運送車両法の手続により運輸支局長等により確認された使用済自動車を対象に、自動車検査証の有効期間の残期間相当分を還付。(租税特別措置法第90条の12)

種 類		課税物件	税 率	税 収 の 使 途																																				
地 方 税	軽油引取税	軽油	1キロリットル 32,100円* (本則15,000円) (営業用バス、トラックについては一部を運輸事) (業振興助成交付金として事業者団体に交付)	都道府県の道路特定財源 (ただし、一部は指定市に 対し道路財源として交付) *は、平成30.3.31までの 暫定税率																																				
	自動車取得税	乗用車、 トラック、 バス等	(自家用) 取得価格の5%*(本則3%) (営業用及び軽自動車) 〃 3% ただし、取得価格の50万円以下免除 ・リフト付きバス、タクシー、ノンステップバスの身体障害者 等の用に供するものの一定設備(リフト、スロープ板、ニー リング機能等)については非課税 ・自動車の付加物に含まない付属物(料金箱、両替器、 テープレコーダー、タクシーメーター等)は課税免除	地方公共団体の道路特定 財源 (7割市町村、3割都道府県) *は、平成30.3.31までの 暫定税率																																				
	自動車税(年額) 以上は 課税主体が都道府県	乗用車	(1)普通乗用車 <table><tr><th>排気量(cc)</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>2,000超～2,500以下</td><td>45,000円</td><td>13,800円</td></tr><tr><td>2,500〃～3,000 〃</td><td>51,000円</td><td>15,700円</td></tr><tr><td>3,000〃～3,500 〃</td><td>58,000円</td><td>17,900円</td></tr><tr><td>3,500〃～4,000 〃</td><td>66,500円</td><td>20,500円</td></tr><tr><td>4,000〃～4,500 〃</td><td>76,500円</td><td>23,600円</td></tr><tr><td>4,500〃～6,000 〃</td><td>88,000円</td><td>27,200円</td></tr><tr><td>6,000超</td><td>111,000円</td><td>40,700円</td></tr></table> (2)小型乗用車 <table><tr><th>排気量(cc)</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>～1,000以下</td><td>29,500円</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>1,001超～1,500 〃</td><td>34,500円</td><td>8,500円</td></tr><tr><td>1,501〃～2,000 〃</td><td>39,500円</td><td>9,500円</td></tr></table>	排気量(cc)	自家用	営業用	2,000超～2,500以下	45,000円	13,800円	2,500〃～3,000 〃	51,000円	15,700円	3,000〃～3,500 〃	58,000円	17,900円	3,500〃～4,000 〃	66,500円	20,500円	4,000〃～4,500 〃	76,500円	23,600円	4,500〃～6,000 〃	88,000円	27,200円	6,000超	111,000円	40,700円	排気量(cc)	自家用	営業用	～1,000以下	29,500円	7,500円	1,001超～1,500 〃	34,500円	8,500円	1,501〃～2,000 〃	39,500円	9,500円	
	排気量(cc)	自家用	営業用																																					
	2,000超～2,500以下	45,000円	13,800円																																					
2,500〃～3,000 〃	51,000円	15,700円																																						
3,000〃～3,500 〃	58,000円	17,900円																																						
3,500〃～4,000 〃	66,500円	20,500円																																						
4,000〃～4,500 〃	76,500円	23,600円																																						
4,500〃～6,000 〃	88,000円	27,200円																																						
6,000超	111,000円	40,700円																																						
排気量(cc)	自家用	営業用																																						
～1,000以下	29,500円	7,500円																																						
1,001超～1,500 〃	34,500円	8,500円																																						
1,501〃～2,000 〃	39,500円	9,500円																																						
軽自動車税(年額) (課税主体が市町村)	軽自動車	(1)軽自動車 四輪以上 貨物用 乗用 (自家用) 4,000円 7,200円 (営業用) 3,000円 5,500円	市町村の一般財源																																					

〈自動車重量税及び自動車取得税の特例措置の内容〉

- 対 象：①電気自動車(燃料電池自動車を含む)
 ②天然ガス自動車
 A) 車両総重量3.5t以下…低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けている自動車
 B) 車両総重量3.5t超…低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定NOx10%低減レベル(重量車☆(NOx))を受けている自動車
 ③プラグインハイブリッド自動車
 ④ディーゼル自動車
 A) 車両総重量3.5t以下…平成21年自動車排出ガス規制に適合している自動車(クリーンディーゼル乗用車)
 B) 車両総重量3.5t超…a) 平成21年度自動車排出ガス規制に適合しているもので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車
 b) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定NOx又はPM10%低減レベル(重量車☆(NOx又はPM))を受けているもので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車
 ⑤ハイブリッド自動車
 A) 車両総重量3.5t以下…低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+25%以上達成している自動車
 B) 車両総重量3.5t超…低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定NOx又はPM10%低減レベル(重量車☆(NOx又はPM))を受けているもので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車
 ⑥低燃費かつ低排出ガス認定自動車
 a) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+25%以上達成している自動車
 b) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+20%以上達成している自動車
 c) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+15%以上達成している自動車
 ※燃費基準…ガソリン自動車・LPG自動車：平成22年度、ディーゼル自動車：平成17年度
 ※重量車燃費基準…平成27年度

減免内容：

対 象 車 両	重 量 税	所得税(新車)
①電気自動車(燃料電池自動車を含む)	免 税	免 税
②天然ガス自動車 A 車両総重量3.5t以下：☆☆☆☆ B 車両総重量3.5t超：重量車☆(NOx)	免 税	免 税
③プラグインハイブリッド自動車	免 税	免 税
④ディーゼル自動車 A 車両総重量3.5t以下 H21排ガス規制適合(クリーンディーゼル乗用車)	免 税	免 税
B 車両総重量3.5t超		
a) H21排ガス規制適合かつ重量車燃費基準達成	75%軽減	75%軽減
b) 重量車☆(NOx又はPM) かつ重量車燃費基準達成	50%軽減	50%軽減
⑤ハイブリッド自動車 (下記A以外でも⑥b)、c)に該当する場合があります)		
A 車両総重量3.5t以下：☆☆☆☆かつ燃費基準+25%	免 税	免 税
B 車両総重量3.5t超 重量車☆(NOx又はPM) かつ重量車燃費基準達成		
⑥低燃費かつ低排出ガス認定自動車		
a) ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%	75%軽減	75%軽減
b) ☆☆☆☆かつ燃費基準+20%	50%軽減	50%軽減
c) ☆☆☆☆かつ燃費基準+15%		

※自動車重量税は税額の減免

※自動車取得税は非課税又は税率の軽減

(中古車欄の軽減率は、自家用5%、軽・営業用3%に対する軽減率)(中古車欄の控除額は、取得価額からの控除額)

適用期間：〈自動車重量税〉平成21年4月1日から平成24年4月30日まで

※この期間内に、新規検査・継続検査・臨時検査・構造等変更検査・予備検査のいずれかの検査による自動車検査証の交付又は返付を最初に受ける場合に適用

〈自動車取得税〉平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

※平成21年4月1日登録・届出分より適用

〈自動車税のグリーン化（環境配慮型税制）〉

地球環境を保護する観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする「自動車税のグリーン化」が実施されています。

1 環境負荷の小さい自動車に対する軽減

対 象： 1) 排出ガス性能及び燃費性能が下表の条件を満たす普通自動車及び小型自動車

： 2) 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（一定の排出ガス性能を満たすもの）
（軽自動車は本取扱いの対象とはなりません。）

軽減期間：新車新規登録した年度の、翌年度分の自動車税が軽減されます。

制度期間及び軽減内容

平成20・21年度中に新車新規登録

1) 新車新規登録 (初度登録)	軽減される年度	軽減基準		
平成20年度 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)	平成20年度 新車新規登録の 自動車は平成21年度		平成22年度 燃費基準+25%以上 達成車(※1・2)	平成22年度 燃費基準+15%以上、 20%以上 達成車(※1・2)
平成21年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	平成21年度 新車新規登録の 自動車は平成22年度	低排出ガス車認定 75%低減レベル (☆☆☆☆)	概ね50%軽減	概ね25%軽減

※1 ディーゼル車は「平成17年度燃費基準」と読み替えます。

※2 燃費基準を達成している場合、車検証の備考欄にその旨が記載されます。

2) 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（一定の排出ガス性能を満たすもの）

平成22・23年度中に新車新規登録

1) 新車新規登録 (初度登録)	軽減される年度	軽減基準	
平成22年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	平成22年度 新車新規登録の 自動車は平成23年度		平成22年度 燃費基準+25%以上 達成車(※1・2)
平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	平成23年度 新車新規登録の 自動車は平成24年度	低排出ガス車認定 75%低減レベル (☆☆☆☆)	概ね50%軽減

※1 ディーゼル車は「平成17年度燃費基準」と読み替えます。

※2 燃費基準を達成している場合、車検証の備考欄にその旨が記載されます。

2) 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（一定の排出ガス性能を満たすもの）

●軽減対象車種は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidousha/green/green02.htm>

2 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車に対する課税免除

適用対象	1) 電気自動車（平成21年度から平成25年度までに新車新規登録されたもの） 2) プラグインハイブリッド自動車（平成21年度から平成25年度までに新車新規登録されたもの）
軽減期間	新車新規登録時の自動車税（月割）及び翌年度からの5年度分の自動車税
軽減内容	課税免除

東京のタクシー運賃料金の変遷

年 月 日	申 請		制 度 等	増 収 率
	運 賃			
	初 乗	加 算		
27.10.30				
37. 2.20	(56.25) 1.6km－90円	初乗対比 10:8.3 (46.51) 430m－20円	車種区分 長4m・幅1.5m 1,000cc 待 2分－20円(H・600円)	25.0%
41. 3.18	(70.00) 2km－140円	初乗対比 10:7.1 (50.00) 400m－20円	車種区分 定員6名 深夜早朝 22～5時 2割増 時間併用 3分－20円(H・400円)	35.7%
46. 2.19	(100.00) 2km－200円	初乗対比 10:10 (100.00) 300m－30円	車種区分 車両法小型車 深夜早朝 22～5時 2割増 時間併用 1分30秒－30円(H・1,200円)	83.7%
48.12. 8	(133.33) 1.8km－240円	初乗対比 10:10 (133.33) 300m－40円	車種区分 長4.1m・幅1.5m 深夜早朝 22～5時 3割増 時間併用 1分48秒－40円(H・1,333円)	77.3% (追加申請) 49.7.31
48.12.26		メーター表示額の 64.7%増	車種区分 長4.1m・幅1.5m	64.7%
49. 7.31	(144.44) 1.8km－260円	初乗対比 10:9 (129.87) 385m－50円	車種区分 長4.2m 深夜早朝 22～5時 基本2割増 時間併用 2分－50円(H・1,500円)	77.3%
51. 9.29	(175.00) 2km－350円	初乗対比 10:8.9 (155.84) 385m－60円	車種区分 長4.2m・幅1.6m 深夜早朝 22～5時 2割増 時間併用 2分19秒－60円(H・1,552円)	26.5%
54. 1.24 }	(190.00) 2km－380円 }	初乗対比 10:9.2～9.3 (175.00) 400m－70円 }	車種区分 長4.3m・幅1.6m 深夜早朝 22～5時 2割増 時間併用 2分30秒－70円(H・1,680円) }	16.4% }
54. 2. 1 (個別申請)	(200.00) 2km－400円	(186.67) 357m－70円	2分15秒－70円(H・1,867円)	24.3%
55.10. 2 }	(220.00) 2km－440円 }	初乗対比 10:9.0～9.4 (197.53) 405m－80円 }	車種区分 長4.6m・幅1.6m 深夜早朝 22～5時 2割増 時間併用 2分26秒－80円(H・1,973円) }	16.0% }
55.10.17 (個別申請)	(230.00) 2km－460円	(216.22) 370m－80円	2分13秒－80円(H・2,165円)	25.9%

(注)1.認可年月日中の()内は実施日を示す。 2.運賃の()内は走行キロ当りを示す。

認 可				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
27.11.16	(40.00) 2km－80円	初乗対比 10:10 (40.00) 500m－20円	待 5分－20円(H・240円)	
38.12.25 (39. 1. 1)	(50.00) 2km－100円	初乗対比 10:8.9 (44.44) 450m－20円	車種区分 定員6名・幅1.5m 待 4分－20円(H・300円)	15.0%
45. 1. 9 (45.3.1~15)	(65.00) 2km－130円	初乗対比 10:6.9 (44.94) 445m－20円	車種区分 定員6名 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 3分－20円(H・400円)	22.5%
47. 1.26 (47. 2. 5)	(85.00) 2km－170円	初乗対比 10:8.1 (68.97) 435m－30円	車種区分 長4.3m・幅1.6m 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 2分30秒－30円(H・720円)	43.7%
—	—	—	—	—
49. 1.22 (49. 1.29)	(110.00) 2km－220円	初乗対比 10:8.1 (88.97) メーター表示額の1.29倍		29.0%
49. 9.28 (49.11. 1)	(140.00) 2km－280円	初乗対比 10:8.7 (121.95) 410m－50円	車種区分 長4.3m・幅1.6m 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 2分25秒－50円(H・1,240円)	33.9%
52. 4.26 (52. 5. 6)	(165.00) 2km－330円	初乗対比 10:9 (148.15) 405m－60円	車種区分 長4.3m・幅1.6m 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 2分30秒－60円(H・1,440円)	20.1%
54. 8.24 (54. 9. 1)	(190.00) 2km－380円	初乗対比 10:8.9 (168.67) 415m－70円	車種区分 長4.6m・幅1.6m 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 2分30秒－70円(H・1,680円)	14.3%
56. 8.25 (56. 9. 2)	(215.00) 2km－430円	初乗対比 10:9.2 (197.53) 405m－80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 2分30秒－80円(H・1,920円)	15.7%

申 請				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
58. 9.10 }	(240.00) 2km—480円	初乗対比10:9.1～9.3 (219.51) 410m—90円	車種区分 長4.6m以上 定員6名以下 深夜早朝 22～5時 2割増 時間併用 2分20秒—90円(H・2,160円)	42.0% }
58.10.18 (個別申請)	(255.00) 2km—510円	(236.84) 380m—90円	2分15秒—90円(H・2,400円)	20.8%
平成元.2.13 }	下記により算出される運賃及び料金に103パーセントを乗じ、四捨五入により10円単位に端数処理した額とする。			
元. 2.15	2km—470円	370m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 2分15秒—80円	
2. 3.12 }	下記により算出される運賃及び料金に103パーセントを乗じ、四捨五入により10円単位に端数処理した額とする。			
2. 3.27	(260.00) 2km—520円	初乗対比10:8.9～9.0 (231.88) 345m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 22～5時 3割増 時間併用 2分5秒—80円(H・2,304円)	11.0% }
	(270.00) 2km—540円	(242.42) 330m—80円	2分0秒—80円(H・2,400円)	16.9%
3.12.10 }	下記により算出される運賃及び料金に103パーセントを乗じ、四捨五入により10円単位に端数処理した額とする。			
3.12.18	(310.00) 2km—620円	初乗対比10:8.4～8.8 (260.87) 345m—90円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 22～5時 3割増 時間併用 2分00秒—90円(H・2,700円)	17.0% }
	(315.00) 2km—630円	(276.92) 325m—90円	1分55秒—90円(H・2,817円) 無線車待料金 0分50秒—90円(H・6,480円) 0分45秒—90円(H・7,200円)	22.9%
6. 3.28 }	(350.00) 2km—700円	初乗対比10:8.7～8.8 (304.05) 296m—90円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 22～5時 3割増 時間併用 2分05秒—90円(H・2,592円)	11.5% }
6. 6. 7	(370.00) 2km—740円	(324.91) 277m—90円	1分40秒—90円(H・3,240円) 無線車待料金 1分10秒—90円(H・4,629円) 0分55秒—90円(H・5,891円) 時間指定予約料金 一般予約 1回 700～ 900円 早朝予約 1回 1,000～ 1,200円 ワゴン配車サービス料金 1回 300～ 400円 遠距離割引 1万円超0.5割～1.5割 快速割引 時速30km超～35km超 0.3割引～0.5割引	23.7%

(注)1.認可年月日中の()内は実施日を示す。 2.運賃の()内は走行キロ当りを示す。

認 可				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
59. 2.10 (59. 2.18)	(235.00) 2km—470円	初乗対比 10:9.2 (216.22) 370m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 2分15秒—80円(H・2,133))	9.5%
平成元.3.17 (元. 4. 1)	申請どおり			
2. 5.18 (2. 5.26)	下記により算出される運賃及び料金に103パーセントを乗じ、四捨五入により10円単位に端数処理した額とする。			
	(260.00) 2km—520円	初乗対比 10:8.7 (233.35) 355m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 2分10秒—80円(H・2,215円)	9.6%
4. 4.25 (4. 5.26)	(300.00) 2km—600円	初乗対比 10:8.6 (259.37) 347m—90円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 2分 5秒—90円(H・2,592円) 無線車待料金 1分10秒—90円(H・4,629円)	12.3%
7. 2.21 (7. 3.18)	(325.00) 2km—650円	初乗対比 10:8.8 (285.71) 280m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 1分40秒—80円(H・2,880円) 無線車待料金 0分55秒—80円(H・5,760円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 } 遠距離割引 9千円超 1割引	9.4%

申 請				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
9. 2. 3 }	(325.00) 2km－650円	初乗対比 10:8.8 (285.71) 280m－80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 1分40秒－80円(H・2,880円) 無線車待料金 0分50秒－80円(H・5,760円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 遠距離割引 9千円超 1割引	1.94%
9. 3. 3				
9. 2.24 }	1km－340円	①2km未満 250m－80円 初乗対比 10:8.6 (291.97) ②2km以降 274m－80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 ①2km未満 1分29秒－80円 ②2km以降 1分38秒－80円(H・2,939円) 無線車待料金 0分49秒－80円(H・5,878円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 遠距離割引 9千円超 1割引	1.94%
9. 3.14				
18. 8.31 }	2km－750 ～810円	238～276m－90円	車種区分 排気量2リットル以下(普通車) 深夜早朝 22～5時 2割増 時間併用 1分30秒～1分40秒－90円 遠距離割引 9千円超 1割引	7.2 } 28.6%
(18.11.30)				

(注)1.認可年月日中の()内は実施日を示す。 2.運賃の()内は走行キロ当りを示す。

【ゾーン運賃・料金(平成14年2月1日より自動認可運賃)】

課税事業者(普通車／特別区・武三)

	距 離 制 運 賃		時 間 距 離 併 用 制 運 賃
	初 乗 運 賃	加 算 運 賃	
A 運賃(上限運賃)	2 km 710円	288m 90円	1分 45秒 90円
B 運 賃	〃 700円	292m 〃	1分 45秒 〃
C 運 賃	〃 690円	296m 〃	1分 50秒 〃
D 運 賃	〃 680円	301m 〃	1分 50秒 〃
E 運 賃	〃 670円	305m 〃	1分 50秒 〃
F 運 賃	〃 660円	310m 〃	1分 55秒 〃
G 運 賃	〃 650円	315m 〃	1分 55秒 〃
H 運 賃	〃 640円	320m 〃	1分 55秒 〃
下 限 運 賃	〃 630円	325m 〃	2分 00秒 〃

認 可				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
9. 3.10 (9. 4. 1)	(330.00) 2km－660円	初乗対比 10:8.8 (291.97) 274m－80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 1分40秒－80円(H・2,880円) 無線車待料金 0分50秒－80円(H・5,760円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 } 遠距離割引 9千円超 1割引	1.94%
9. 3.14 (9. 4. 1)	1km－340円	①2km未満 250m－80円 初乗対比 10:8.6 (291.97) ②2km以降 274m－80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 ①2km未満 1分30秒－80円 ②2km以降 1分40秒－80円(H・2,880円) 無線車待料金 0分50秒－80円(H・5,760円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 } 遠距離割引 9千円超 1割引	1.94%
19.10.19(公示) 19.11. 2 (19.12. 3)	2km－710円	288m－90円 (普通車上限)	車種区分 排気量2リットル以下(普通車) 深夜早朝 22～5時 2割増 時間併用 1分45秒－90円(普通車上限) 遠距離割引 9千円超 1割引	7.22%

	時 間 制 運 賃			
	初 乗 運 賃		加 算 運 賃	
A 運賃(上限運賃)	1 時 間	4,550円	30 分	2,050円
B 運 賃	〃	4,500円	〃	2,020円
C 運 賃	〃	4,450円	〃	1,990円
D 運 賃	〃	4,460円	〃	1,960円
E 運 賃	〃	4,350円	〃	1,930円
F 運 賃	〃	4,300円	〃	1,900円
G 運 賃	〃	4,250円	〃	1,870円
H 運 賃	〃	4,200円	〃	1,840円
下 限 運 賃	〃	4,150円	〃	1,810円

【定額運賃】

○特別区・武三地区～成田空港

(平成14年8月1日より実施)

ゾーン	該 当 地 域	車 種 区 分	定額運賃(円)	深夜早朝割増 適用運賃(円)	障 害 者 割 引 適用運賃(円)	深夜早朝割増 及び障害者割引 適用運賃(円)
A	葛飾区、江戸川区、墨田区、 江東区、港区台場、 品川区東八潮	特定大型車	15,000	18,600	13,500	16,700
		大型車	15,000	18,600	13,500	16,700
		普通車	15,000	18,600	13,500	16,700
B	足立区、荒川区、台東区、 文京区、千代田区、中央区	特定大型車	19,000	22,700	17,100	20,400
		大型車	19,000	22,700	17,100	20,400
		普通車	19,000	22,700	17,100	20,400
C	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、 港区(台場を除く)、目黒区、 品川区(東八潮を除く)、大田区	特定大型車	20,000	24,700	18,000	22,200
		大型車	20,000	24,700	18,000	22,200
		普通車	20,000	24,700	18,000	22,200
D	板橋区、練馬区、中野区、 杉並区、世田谷区、 武蔵野市、三鷹市	特定大型車	22,000	26,500	19,800	23,900
		大型車	22,000	26,500	19,800	23,900
		普通車	22,000	26,500	19,800	23,900

(注)1. 深夜早朝割増運賃は午後10時から午前5時までとする。
2. 高速利用料金等の実費については利用者負担とする。

○特別区・武三地区～東京ディズニーリゾート

ゾーン	該 当 地 域	車 種 区 分	定額運賃(円)	深夜早朝割増 適用運賃(円)	障 害 者 割 引 適用運賃(円)	深夜早朝割増 及び障害者割引 適用運賃(円)
1	北区、豊島区、新宿区、 渋谷区、目黒区、	特定大型車	6,500	7,500	5,500	7,000
		大型車	6,500	7,500	5,500	7,000
		普通車	6,500	7,500	5,500	7,000
2	板橋区、練馬区、中野区、 杉並区、世田谷区	特定大型車	7,500	8,500	6,500	8,000
		大型車	7,500	8,500	6,500	8,000
		普通車	7,500	8,500	6,500	8,000
3	武蔵野市、三鷹市	特定大型車	10,000	12,000	9,000	10,500
		大型車	10,000	12,000	9,000	10,500
		普通車	10,000	12,000	9,000	10,500

(注)1. 深夜早朝割増運賃は午後10時から午前5時までとする。
2. 高速利用料金等の実費については利用者負担とする。

東京のタクシー運賃の推移

(特別区・武三地区)

東 旅 協

認可年月日	実施年月日	初乗運賃	加 算 運 賃	増収率
38.12.25	39. 1. 1	2km 100円	450m 20円	15.0
45. 1. 9	45. 3. 1	2km 130円	445m 20円	22.5
47. 1.26	47. 2. 5	2km 170円	435m 30円	43.7
49. 1.22	49. 1.29	2km 220円	旧メーター料金に1.29を乗じた金額	29.0
49. 9.28	49.11. 1	2km 280円	410m 50円	33.9
52. 4.26	52. 5. 6	2km 330円	405m 60円	20.1
54. 8.24	54. 9. 1	2km 380円	415m 70円	14.3
56. 8.25	56. 9. 2	2km 430円	405m 80円	15.7
59. 2.10	59. 2.18	2km 470円	370m 80円	9.5
1. 3.17	1. 4. 1	2km 470円	消費税導入に伴い旧メーター料金に1.03を乗じた金額	
2. 5.18	2. 5.26	2km 520円	355m 80円	9.6
4. 4.24	4. 5.26	2km 600円	347m 90円	12.3
7. 2.21	7. 3.18	2km 650円	280m 80円	9.4
9. 3.10	9. 4. 1	2km 660円	274m 80円	消費税転嫁
9. 3.14		1km 340円 ゾーン運賃	①2km未満 250m 80円	
			②2km以降 274m 80円	
			ゾーン運賃	
14. 7.31	14. 8. 1	定額運賃		
19.11. 2	19.12. 3	2km710円(上限運賃)	288m 90円	7.22

※19.11.1まで中型車、19.11.2より普通車

(多摩地区)

認可年月日	実施年月日	初乗運賃	加 算 運 賃	増収率
45. 9.25	45.10. 4	1.7km 140円	385m 30円	14.0
47.12.18	47.12.25	1.7km 170円	340m 30円	18.3
49. 1.23	49. 1.30	1.7km 220円	旧メーター料金に1.232を乗じた金額	23.2
50. 2. 7	50. 2.15	1.8km 280円	360m 50円	29.5
52. 5.26	52. 6. 3	1.8km 330円	400m 60円	15.6
54.10.15	54.10.23	2.0km 380円	400m 70円	12.7
56.10.29	56.11. 6	2.0km 430円	415m 80円	13.9
59. 2.10	59. 2.18	2.0km 470円	375m 80円	9.9
1. 3.17	1. 4. 1	2.0km 470円	消費税導入に伴い旧メーター料金に1.03を乗じた金額	
2. 5.18	2. 5.26	2.0km 520円	355m 80円	9.6
4. 4.24	4. 5.26	2.0km 600円	346m 90円	12.1
7. 2.21	7. 3.18	2.0km 650円	280m 80円	9.4
9. 3.10	9. 4. 1	2.0km 660円	274m 80円	消費税転嫁
9. 3.26		1.0km 340円	①2km未満 250m 80円	
			②2km以降 274m 80円	
		ゾーン運賃	ゾーン運賃	
19.11. 2	19.12. 3	2.0km710円(上限運賃)	284m 90円	7.87

東京のハイヤー運賃

課税事業者(大型車) (平成9年4月1日より)

	時間制運賃 A		時間制運賃 B		時間制運賃 C	
	初乗運賃 1時間又は15km	加算運賃 30分又は7.5km	初乗運賃 4時間又は60km	加算運賃 30分又は7.5km	初乗運賃 8時間又は120km	加算運賃 30分又は7.5km
A (上限運賃)	6,270円	2,850円	20,540円	2,600円	36,090円	2,340円
B 運賃	6,170円	2,810円	20,200円	2,560円	35,490円	2,310円
C 運賃	6,070円	2,760円	19,860円	2,520円	34,890円	2,270円
D 運賃	5,960円	2,710円	19,520円	2,470円	34,290円	2,230円
E 運賃	5,860円	2,660円	19,170円	2,430円	33,690円	2,190円
F 運賃	5,750円	2,620円	18,830円	2,390円	33,090円	2,150円
G 運賃	5,650円	2,570円	18,490円	2,340円	32,490円	2,110円
下限運賃	5,540円	2,520円	18,140円	2,300円	31,860円	2,070円

	長期間契約運賃 A		長期間契約運賃 B	
	初乗運賃 1時間又は15km	加算運賃 30分又は7.5km	初乗運賃 8時間又は120km	加算運賃 30分又は7.5km
A (上限運賃)	5,100円	2,550円	28,800円	2,290円
B 運賃	5,020円	2,510円	28,320円	2,260円
C 運賃	4,940円	2,470円	27,850円	2,220円
D 運賃	4,850円	2,430円	27,360円	2,180円
E 運賃	4,760円	2,380円	26,880円	2,140円
F 運賃	4,680円	2,340円	26,410円	2,100円
G 運賃	4,590円	2,300円	25,920円	2,070円
下限運賃	4,500円	2,250円	25,430円	2,030円

	距離制運賃		待料金
	初乗運賃 7.5km	加算運賃	
A (上限運賃)	4,130円	485m 230円	2分 40秒 230円
B 運賃	4,070円	494m 230円	2分 45秒 230円
C 運賃	4,000円	502m 230円	2分 50秒 230円
D 運賃	3,930円	511m 230円	2分 50秒 230円
E 運賃	3,860円	520m 230円	2分 55秒 230円
F 運賃	3,790円	530m 230円	2分 55秒 230円
G 運賃	3,720円	539m 230円	3分 0秒 230円
下限運賃	3,650円	550m 230円	3分 0秒 230円

交通機関別運賃の推移

年度	交通機関名	J R				私 鉄				地下鉄		都バス		路面電車		タクシー		
		1km当り	指数	10km当り	指数	1km当り	指数	10km当り	指数	10km当り	指数	区間	指数	1系統	指数	基本料金(2km)	指数	1km当り
昭和30年度		円		円		円		円		円		1区 円		円		円		円
		2.10	100	20	100	2.30	100	20	100	15	100	15	100	10	100	80	80	40
40		2.70	129	30	150	3.10	135	40	200	40	267	20	134					
45		4.20	200	40	200	4.20	183	50	250	50	334	地域別 30	1世帯 200	20	200	130	163	65
50		5.10	243	50	250	6.55	285	70	350	80	534	均一 70	467	50	500	280	350	140
52										120	800	90	600	70	700	330	413	165
53		9.35	445	100	500							110	734	90	900			
54		10.70	509	120	600	対キロ 区間制		90	450							380	475	190
55		11.35	540	120	600			100										
56		12.40	590	130	620				500			130	867	120	1,200	430	538	215
57		13.25	631	140	660					120	800	140	934					
58																		
59								120	600	140	933	150	1,000	130	1,300	470	588	235
60												160	1,067	140	1,400			
61				160	800													
62																		
63								130	650									
平成元年																		
2								150	750	160	1,067					520	650	260
3												180	1,200					
4																600	750	300
5																		
6												200	1,333	160	1,600			
7								190	950	180	1,200					650	813	325
8																		
9										190	1,267					ゾーン運賃制		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																710	888	355
20																		
21																		

資料：「都市交通年報」

事故発生件数の推移(第一当事者)

警視庁調

項目 年度	ハイヤー・タクシー				全自動車			
	人身事故(件)	指数(%)	死亡(人)	指数(%)	人身事故(件)	指数(%)	死亡(人)	指数(%)
昭和40年度	9,434	100.0	77	100.0	77,472	100.0	788	100.0
45	6,303	66.8	34	44.2	65,178	84.1	824	104.6
50	2,182	23.1	15	19.5	35,337	45.6	382	48.5
55	1,925	20.4	7	9.1	32,074	41.4	343	43.5
60	2,348	24.9	8	1.4	35,296	45.6	390	49.5
61	2,708	28.7	5	6.5	39,277	50.7	418	53.1
62	2,821	29.9	6	7.8	41,010	52.9	433	55.0
63	3,245	34.4	5	6.5	51,809	66.9	481	61.0
平成元年度	3,151	33.4	6	7.8	54,428	70.3	488	61.9
2	2,830	30.0	13	16.9	49,863	63.4	483	61.3
3	2,950	31.3	4	5.2	51,582	66.3	439	55.7
4	3,170	33.7	4	5.2	54,236	70.0	509	56.6
5	3,516	37.3	6	7.8	55,064	71.0	448	56.9
6	3,730	39.5	5	6.5	54,994	70.9	435	55.2
7	4,088	43.3	3	3.9	58,412	75.4	429	54.4
8	4,265	45.2	8	10.3	59,416	76.7	383	48.6
9	4,813	51.0	7	9.1	62,416	80.3	378	48.0
10	5,069	53.7	9	11.6	63,873	82.4	371	47.0
11	6,222	65.9	6	7.8	74,211	95.8	398	50.0
12	7,226	76.6	5	6.5	91,380	118.0	413	52.4
13	6,741	71.5	3	3.9	90,012	116.2	359	45.6
14	6,330	67.1	9	11.9	88,512	114.3	376	47.7
15	6,303	66.8	3	3.8	86,118	111.2	320	40.6
16	6,085	64.5	4	5.2	84,513	109.1	303	38.4
17	5,917	62.7	9	11.6	80,633	104.1	289	36.7
18	5,604	59.4	6	7.8	74,287	95.9	263	33.4
19	5,467	57.9	4	5.2	68,603	88.5	269	34.1
20	6,072	64.4	8	10.3	61,525	79.4	218	27.7
21	6,080	65.5	7	9.1	56,358	79.4	205	27.7

タクシー白書シリーズ **東京のタクシー2010**

平成 22 年 5 月発行

発 行 人	富 田 昌 孝
編 集 人	川 野 繁
発 行 所	社団法人東京乗用旅客自動車協会 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 TEL 03(3264)8080 URL http://www.taxi-tokyo.or.jp

